

目 次

お知らせ

- 1 保証付借入金の借換えについて
- 2 保証条件外担保の解除等について
- 3 期限の利益喪失について
- 4 不動産競売物件情報

今月の保証状況（平成21年7月）

統計資料

- 1 事業概況
- 2 保証状況
 - 金融機関別保証状況
 - 市町村別保証状況
 - 保証種類別保証状況
 - 業種別保証状況
 - 金額別保証状況
 - 期間別保証状況
 - 資金用途別保証状況
 - 新規・継続別保証状況
 - 担保・無担保別保証状況
 - 事故原因別代位弁済状況

平成20年度経営計画の評価

第1次中期事業計画（平成18年度～平成20年度）の評価

【相談窓口のご案内】

保証月報は、毎月1回発行しております。
ご意見等は企画調整課までお寄せください。

＊ ＊月報をご覧いただくにあたってのおことわり ＊ ＊
四捨五入のため個々の金額の合計が、合計の金額と一致しない
場合があります。
構成比の数字は、小数第二位を四捨五入したものです。このため、
個々の構成比の合計が、100%とならない場合があります。

<表紙の写真>

吹上浜 砂の祭典
(写真協力: 鹿児島県観光連盟)

保証付借入金の借換えについて

中小企業者の月々の返済額の軽減，資金調達の円滑化等を図るため，既往保証付借入金を新たな保証により一本化し，借換えを行う場合は，以下の事項について，ご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1 責任共有制度の借換えについて

平成 19 年 10 月から，責任共有制度が導入されたことに伴い，当協会の保証制度は，「責任共有対象の保証制度」と「責任共有対象外の保証制度」に区分されております。

借換の取扱い（借換保証申込を行う保証制度と既往保証付借入金（回収対象）の保証制度の関係）につきましては，下表のとおりとなっておりますので，ご注意ください。

なお，本制度導入前は，すべての保証制度を「責任共有対象外の保証制度」として取り扱っておりましたが，平成 19 年 10 月以降「責任共有対象の保証制度」となったもののうち，平成 19 年 7 月から 9 月までに当協会が保証申込受付し，保証承諾したものは，負担金計算の算出基礎（データ）となるため，「責任共有対象の保証制度」として取り扱うこととなりますので，併せてご注意ください。

既往保証付借入金の保証制度	借換保証申込を行う保証制度	責任共有対象の保証制度	責任共有対象外の保証制度
責任共有対象の保証制度		(借換可)	× (借換不可)
責任共有対象外の保証制度		(借換可)	(借換可)

(注) 県制度につきましては，保証制度により，借換の対象等の定めがある場合があります。

【参考】 責任共有対象外の保証制度は，下表の保証制度です。

保証制度名	区分	保証制度名	区分
小口零細企業保証制度	協会制度	経営安定化特別資金保証(特定中小企業者)	鹿児島市制度
小規模企業活力応援資金保証	県制度	経営安定化特別資金保証(緊急特別対策)	鹿児島市制度
小規模企業支援資金保証	鹿児島市制度	激甚災害保証	協会制度
特別小口資金保証	協会制度	緊急災害対策資金保証	県制度
特別小口資金保証	県制度	災害対策資金保証	鹿児島市制度
特別小口資金保証	鹿児島市制度	創業関連保証	協会制度
経営安定関連保証	協会制度	創業等関連保証	協会制度
緊急保証	協会制度	事業再生保証	協会制度
セーフティネット対応資金保証	県制度	中堅企業(破綻金融機関等関連)保証	協会制度
経済対策特別資金保証	県制度	当協会の有する求償権を消滅させる保証	

2 クイック保証の借換えについて

クイック保証の借換え（一本化）を行う場合は，同一保証制度（クイック保証）による保証申込に限りますので，ご注意ください。

3 事業計画書の提出について

緊急保証及び経営安定関連保証により，借換え（一本化）を行う場合は，「事業計画書」の提出が必要となりますので，ご注意ください。

* 様式（事業計画書）は，当協会HPからダウンロードできます。

保証条件外担保の解除等について

金融機関が、保証付融資案件に係る事故報告書提出事由又は延滞が生じた後に、当該案件に係る保証条件外担保の全部又は一部の解除、極度額の減少、設定順位の変更等（以下「解除等」という。）を行う場合にあっては、事前に当協会と協議のうえ、承諾を受ける必要があります。ただし、事故報告提出先であっても、当協会が金融機関に事故報告解除通知を送付した後においては、保証条件外担保の解除等に関する協議は不要とします。

なお、当協会と協議が必要な場合において、当協会の承諾を得ず担保の解除等を行ったときは、民法第504条（法定代位者に対する担保保存義務）、信用保証約定書第9条（債権の保全取立）に抵触する行為となりますので、ご注意ください。

* 事前協議を行う際の様式（保証条件外担保変更承認申請書）は、当協会HPからダウンロードできます。

期限の利益喪失について

1 期限の利益喪失に係る事前協議

被保証人について、事故報告事由が生じたことに伴い、金融機関が期限の利益を喪失させる場合、喪失事由が「請求喪失事由」に該当するときは、事前に当協会と協議のうえ、喪失させることとなりますので、ご注意ください。（喪失事由が銀行取引約定書等に規定する「当然喪失事由」に該当するときは、事前協議を行う必要はありません。）

* 事前協議を行う際の様式（期限の利益喪失協議書）は、当協会HPからダウンロードできます。

2 期限の利益喪失の通知と催告

被保証人等に対し、金融機関が行う期限の利益喪失の通知と催告は、喪失事由が「請求喪失事由」、「当然喪失事由」にかかわらず、喪失事由と喪失日（又は期限到来日）を明示した配達証明付内容証明郵便により行うことが必要となります。

3 担保権の移転（根抵当権の確定等）

代位弁済に伴い、当協会に移転する担保権がある場合は、移転の準備を行ってください。ただし、保証条件外担保の移転につきましては、代位弁済時に金融機関固有の債権を差し引いても余枠があり、かつ、余力がある場合（将来、余枠・余力が生じる見込みがある場合を含む。）に限り、移転を受けることといたします。

不動産競売物件情報

下記物件について、現在、競売事件が進行中でありますので、買受希望者等の情報を鹿児島県信用保証協会管理部までお寄せ下さいますようお願いいたします。

物件 1

【指宿市】

所 在	指宿市開聞川尻		
種 類	宅地	計	1141.19 m ²
	居宅・病室・診療所	計	673.63 m ²
裁 判 所	鹿児島地方裁判所	事件番号	平成20年(ケ)第393号
入 札 期 間	平成21年9月16日 ~ 平成21年9月30日		
開 札 期 日	平成21年10月7日		
特別売却期間	平成21年10月8日 ~ 平成21年10月21日		
売却基準価額	8,150,000円	買受可能価額	6,520,000円

物件 2

【日置市】

所 在	日置市伊集院町下谷口		
種 類	宅地	計	612.90 m ²
	畑	計	660.00 m ²
	事務所・倉庫	計	167.26 m ²
裁 判 所	鹿児島地方裁判所	事件番号	平成21年(ケ)第70号
入 札 期 間	平成21年9月16日 ~ 平成21年9月30日		
開 札 期 日	平成21年10月7日		
特別売却期間	平成21年10月8日 ~ 平成21年10月21日		
売却基準価額	4,220,000円	買受可能価額	3,376,000円

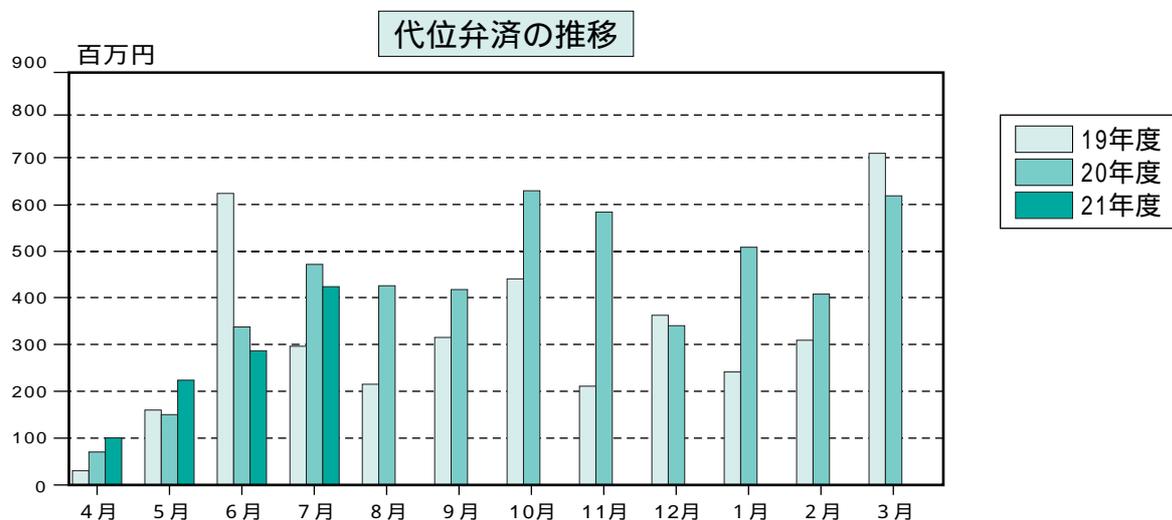
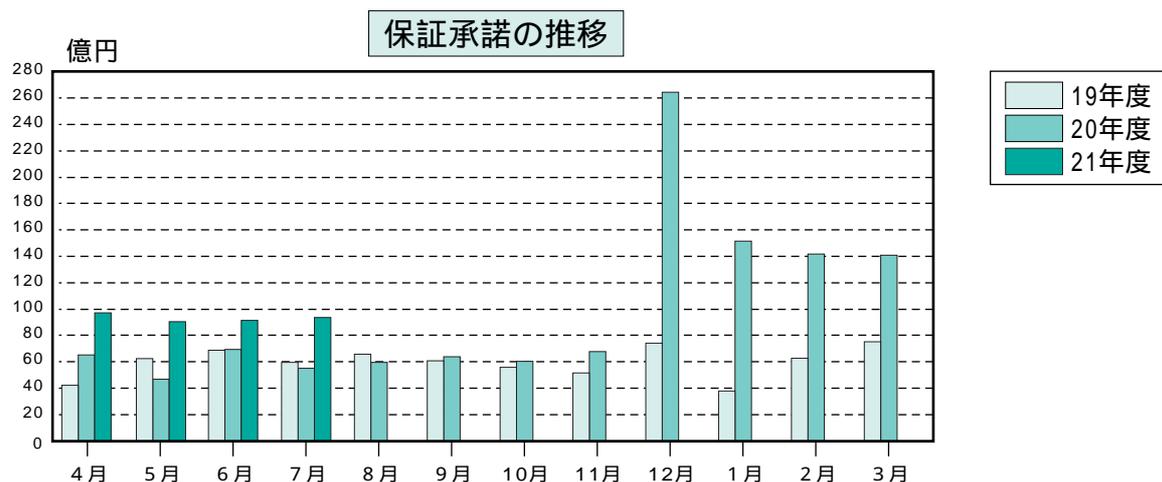
《留意点》 本報掲載後の事件取り下げ等により、買受できない場合もあります。

【お問い合わせ先】 鹿児島県信用保証協会 管理部(担当 物件1:内田 物件2:桑原)
電話番号 099-223-0272

今月の保証状況（平成21年7月）

（単位：件・千円・％）

	当 月 中			当 月 末		
	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比
保証承諾	827	9,417,220	171.2	3,316	37,459,106	158.9
保証債務残高				23,867	202,286,507	136.0
代位弁済	50	425,189	89.9	158	1,038,718	100.5



統計資料

平成21年7月分

1 事業概況

(単位：件・千円・%)

当 月 中				項 目	当 月 末			
件 数	金 額	前 年 比			件 数	金 額	前 年 比	
		件 数	金 額				件 数	金 額
				申 期首繰越	401	7,646,010	534.7	716.8
915	12,190,330	124.7	157.9	込 本年度中	3,564	46,348,716	128.1	152.7
0	0			拒 絶	0	0		
107	1,495,000	112.6	152.7	申 込 取 消	361	5,406,070	116.5	177.6
	1,164,080		223.9	査 定 減 額		6,765,370		385.4
				調 査 中	288	4,364,180	129.7	143.4
				承 期首繰越	23,504	194,324,049	106.5	127.6
827	9,417,220	133.2	171.2	諾 本年度中	3,316	37,459,106	142.6	158.9
17	182,550	188.9	162.4	保 証 後 取 消	58	630,700	134.9	127.3
591	6,091,466	99.7	112.2	償 還	2,413	23,791,339	95.0	101.5
50	419,701	106.4	89.5	代 位 弁 済(元金)	158	1,026,649	101.9	100.3
				貸 付 報 告 未 着	324	4,047,960	131.2	193.1
				保 証 債 務 残 高	23,867	202,286,507	111.5	136.0
				代 期首繰越	792	2,470,055	131.6	126.3
50	419,701	106.4	89.5	位 本 元 金	158	1,026,649	101.9	100.3
	5,488		133.5	弁 本 利 息		12,069		117.9
50	425,189	106.4	89.9	済 中 計	158	1,038,718	101.9	100.5
3	42,232	42.9	246.6	回 収	19	105,088	126.7	175.0
				償 却				
				求 償 権 残 高	931	3,403,686	125.5	116.2

2 保証状況(21年7月分)

金融機関別保証状況

(単位: 件・千円・%)

金融機関	保証承諾						保証債務残高				代位弁済				
	当月中			当月末(21/4~21/7)			当月末				当月末(21/4~21/7)				
	件数	金額	前年比	件数	金額(A)	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額(B)	前年比	構成比	B/A
鹿児島銀行	225	3,153,480	188.1	867	11,183,080	161.6	7,677	69,470,689	118.3	34.3	36	274,980	108.3	26.5	2.5
宮崎銀行	10	105,400	421.6	41	924,100	763.7	164	2,929,068	339.3	1.4	2	3,222		0.3	0.3
肥後銀行	0	0		1	50,000		9	161,428	142.1	0.1	0	0		0.0	
福岡銀行	0	0		6	221,000		20	466,544	426.6	0.2	1	72,384		7.0	32.8
西日本シティ銀行	1	15,000	75.0	6	164,000	820.0	43	577,439	142.6	0.3	0	0		0.0	
地方銀行計	236	3,273,880	190.2	921	12,542,180	177.6	7,913	73,605,168	122.2	36.4	39	350,586	138.1	33.8	2.8
みずほ銀行	2	130,000		6	343,000	1143.3	27	818,945	498.2	0.4	0	0		0.0	
三井住友銀行	2	35,000		11	316,325	527.2	51	1,756,077	542.8	0.9	0	0		0.0	
三菱東京UFJ銀行	1	50,000	500.0	3	120,000	1200.0	13	501,571	5015.7	0.2	0	0		0.0	
都市銀行計	5	215,000	2150.0	20	779,325	779.3	91	3,076,593	617.9	1.5	0	0		0.0	
三菱UFJ信託銀行	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
みずほ信託銀行	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
信託銀行計	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
南日本銀行	188	2,194,370	129.6	774	8,232,165	127.0	5,820	46,739,812	129.5	23.1	59	300,350	128.0	28.9	3.6
宮崎太陽銀行	10	41,200	59.3	34	214,400	122.9	200	1,510,739	130.0	0.7	0	0		0.0	
熊本ファミリー銀行	7	119,500	450.9	26	445,600	99.2	228	2,456,300	108.8	1.2	2	13,054	24.2	1.3	2.9
第二地方銀行計	205	2,355,070	131.6	834	8,892,165	125.2	6,248	50,706,851	128.3	25.1	61	313,404	108.5	30.2	3.5
鹿児島相互信用金庫	159	1,596,700	127.6	665	7,473,270	140.7	4,263	33,912,303	138.8	16.8	12	112,605	37.2	10.8	1.5
鹿児島信用金庫	116	1,050,240	211.7	458	3,994,210	139.6	3,404	26,744,473	152.3	13.2	26	186,910	273.7	18.0	4.7
奄美大島信用金庫	20	166,900		95	967,600		197	1,911,370	3132.7	0.9	2	6,165		0.6	0.6
信金中央金庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
信用金庫計	295	2,813,840	161.0	1,218	12,435,080	152.2	7,864	62,568,146	148.8	30.9	40	305,680	82.4	29.4	2.5
鹿児島興業信用組合	71	475,130	642.1	270	1,579,856	405.0	1,580	8,144,374	428.8	4.0	18	69,050	790.4	6.6	4.4
奄美信用組合	11	135,500		27	358,300		34	364,314		0.2	0	0		0.0	
鹿児島県医師信用組合	0	0		1	6,000		10	113,429	102.0	0.1	0	0		0.0	
全国信用組合連合会	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
信用組合計	82	610,630	348.9	298	1,944,156	189.1	1,624	8,622,117	156.8	4.3	18	69,050	110.4	6.6	3.6
商工組合中央金庫	4	148,800	256.6	25	866,200	817.2	126	3,703,534	369.4	1.8	0	0		0.0	
日本政策金融公庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
農林中央金庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
日本政策投資銀行	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
政府系金融機関計	4	148,800	256.6	25	866,200	817.2	126	3,703,534	369.4	1.8	0	0		0.0	
九州労働金庫	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
小計	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
鹿児島県信用農業協同組合連合会	0	0		0	0		1	4,100	77.4	0.0	0	0		0.0	
小計	0	0		0	0		1	4,100	77.4	0.0	0	0		0.0	
住友生命保険	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
日新火災海上保険	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
損害保険ジャパン	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
保険会社計	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
整理回収機構	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
小計	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
合計	827	9,417,220	171.2	3,316	37,459,106	158.9	23,867	202,286,507	136.0	100.0	158	1,038,718	100.5	100.0	2.8

市町村別保証状況

(単位：件・千円・%)

市 町 村		保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
		当 月 中		当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			当 月 末				当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			
		件数	金 額	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
市	鹿 児 島 市	393	4,973,380	1,493	17,687,700	151.6	10,919	99,878,849	134.3	49.4	79	587,952	109.4	56.6
	薩 摩 川 内 市	33	216,230	142	1,371,800	144.5	1,028	8,349,684	141.9	4.1	6	76,745	166.4	7.4
	鹿 屋 市	43	528,230	167	1,792,086	215.2	1,152	8,902,108	152.9	4.4	12	68,734	139.2	6.6
	枕 崎 市	9	58,100	41	419,470	132.4	469	4,698,224	134.4	2.3	1	1,643	331.4	0.2
	いちき串木野市	9	73,500	56	754,700	193.6	375	3,127,085	146.3	1.5	0	0		0.0
	阿 久 根 市	12	133,400	48	512,700	109.8	380	2,984,679	137.5	1.5	1	1,243	10.1	0.1
	出 水 市	31	263,100	136	1,403,700	209.2	878	7,181,247	131.9	3.6	5	18,088	167.8	1.7
	伊 佐 市	9	61,500	44	350,600	176.2	352	2,323,211	113.3	1.1	2	23,002	1466.1	2.2
	指 宿 市	20	378,500	84	1,228,100	179.2	609	5,135,134	124.6	2.5	3	10,855	24.1	1.0
	南 さ つ ま 市	14	150,500	58	490,200	150.9	480	3,870,375	131.6	1.9	2	24,719	281.6	2.4
	霧 島 市	56	519,200	198	2,219,050	128.6	1,545	12,872,488	134.6	6.4	8	61,852	166.9	6.0
	垂 水 市	10	178,000	37	335,950	122.7	281	2,193,853	140.3	1.1	1	1,410		0.1
	日 置 市	18	172,940	82	701,340	112.7	720	5,256,665	131.5	2.6	4	14,715		1.4
	曾 於 市	8	51,000	55	414,630	102.5	388	2,930,835	141.0	1.4	0	0		0.0
	志 布 志 市	7	45,000	41	460,900	187.2	363	2,344,107	139.2	1.2	6	29,276	35.8	2.8
	南 九 州 市	17	123,500	65	732,510	157.6	556	3,816,802	112.3	1.9	1	1,735	233.9	0.2
	西 之 表 市	7	85,800	34	299,500	125.4	303	1,908,599	102.0	0.9	2	9,592	232.8	0.9
奄 美 市	16	173,000	81	921,200	6580.0	200	2,267,750	2561.0	1.1	0	0		0.0	
	市 部 計	712	8,184,880	2,862	32,096,136	157.1	20,998	180,041,695	136.3	89.0	133	931,561	108.2	89.7
鹿 児 島 郡	十 島 村	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	三 島 村	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	鹿 児 島 郡 計	0	0	0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
薩 摩 郡	さ つ ま 町	7	56,000	38	293,140	121.1	364	2,635,153	120.5	1.3	5	34,300	56.5	3.3
	薩 摩 郡 計	7	56,000	38	293,140	121.1	364	2,635,153	120.5	1.3	5	34,300	56.5	3.3
出 水 郡	長 島 町	4	38,400	11	131,100	56.7	122	747,097	111.7	0.4	0	0		0.0
	出 水 郡 計	4	38,400	11	131,100	56.7	122	747,097	111.7	0.4	0	0		0.0

(単位：件・千円・%)

市 町 村		保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
		当 月 中		当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			当 月 末				当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			
		件数	金 額	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
始 良 郡	加 治 木 町	12	102,000	40	221,500	56.1	338	2,288,018	121.1	1.1	3	6,887	147.3	0.7
	始 良 町	14	164,140	66	723,730	130.0	508	3,615,140	139.9	1.8	10	44,168	713.4	4.3
	蒲 生 町	2	22,500	12	82,400	81.8	90	514,220	127.4	0.3	0	0		0.0
	湧 水 町	3	14,000	17	107,000	48.2	144	925,088	102.4	0.5	0	0		0.0
	始 良 郡 計	31	302,640	135	1,134,630	89.0	1,080	7,342,466	127.0	3.6	13	51,055	469.9	4.9
曾 於 郡	大 崎 町	7	95,000	22	278,500	128.0	148	1,279,522	130.0	0.6	0	0		0.0
	曾 於 郡 計	7	95,000	22	278,500	128.0	148	1,279,522	130.0	0.6	0	0		0.0
肝 属 郡	東 串 良 町	1	5,000	7	148,000	592.0	45	421,689	169.9	0.2	0	0		0.0
	肝 付 町	10	81,000	32	228,500	72.9	229	1,721,904	134.8	0.9	5	16,617	33.7	1.6
	錦 江 町	5	42,200	14	123,900	252.9	92	466,890	124.2	0.2	2	5,187		0.5
	南 大 隅 町	6	22,200	17	115,200	113.3	104	589,665	124.6	0.3	0	0		0.0
	肝 属 郡 計	22	150,400	70	615,600	125.8	470	3,200,148	134.8	1.6	7	21,804	24	2.1
熊 毛 郡	中 種 子 町	4	43,000	22	309,300	107.5	158	1,270,164	108.6	0.6	0	0		0.0
	南 種 子 町	3	26,900	14	199,400	179.2	105	791,366	126.0	0.4	0	0		0.0
	屋 久 島 町	9	199,100	33	585,100	269.6	265	2,327,816	109.4	1.2	0	0		0.0
	熊 毛 郡 計	16	269,000	69	1,093,800	177.6	528	4,389,346	111.8	2.2	0	0		0.0
大 島 郡	龍 郷 町	2	16,000	7	58,500		10	93,401		0.0	0	0		0.0
	徳 之 島 町	3	33,000	27	598,500	5985.0	35	669,370	3397.8	0.3	0	0		0.0
	天 城 町	1	30,000	7	161,000		8	146,957		0.1	0	0		0.0
	伊 仙 町	2	48,500	10	209,500		14	272,589		0.1	0	0		0.0
	宇 検 村	1	3,000	4	58,000		8	396,774	248.0	0.2	0	0		0.0
	喜 界 町	4	48,000	9	168,000		12	206,173		0.1	0	0		0.0
	瀬 戸 内 町	5	43,400	19	181,700		32	380,509		0.2	0	0		0.0
	知 名 町	6	67,000	14	137,000		16	132,456		0.1	0	0		0.0
	大 和 村	1	1,500	2	41,500		1	38,569		0.0	0	0		0.0
	与 論 町	2	10,500	5	102,500		11	151,095	2679.0	0.1	0	0		0.0
	和 泊 町	1	20,000	5	100,000		10	163,187		0.1	0	0		0.0
大 島 郡 計	28	320,900	109	1,816,200	18162.0	157	2,651,080	1430.4	1.3	0	0		0.0	
合 計		827	9,417,220	3,316	37,459,106	158.9	23,867	202,286,507	136.0	100.0	158	1,038,718	100.5	100.0

保証種類別保証状況

(単位：件・千円・%)

保証種類	保証承諾						保証債務残高				代位弁済				
	当月中			当月末(21/4~21/7)			当月末				当月末(21/4~21/7)				
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	
一般保証	70	1,156,000	89.7	273	3,978,500	78.8	3,351	31,752,260	88.6	15.7	31	329,854	97.7	31.8	
(根保証扱い)	0	0		3	8,000		6	47,000	138.2	0.0	0	0		0.0	
長期経営資金	0	0		0	0		19	363,998	71.5	0.2	0	0		0.0	
当座貸越	19	455,000	109.4	71	1,369,400	73.8	637	16,652,563	89.9	8.2	1	6,515		0.6	
事業者カードローン	23	97,000	62.4	86	381,000	59.8	991	4,255,333	85.5	2.1	4	11,868	59.8	1.1	
開業資金保証	0	0		0	0		1	2,440	76.1	0.0	0	0		0.0	
特別小口保証	0	0		0	0		1	241	2.8	0.0	0	0		0.0	
経営安定関連	0	0		1	10,000	0.8	271	4,722,078	77.7	2.3	6	19,461	9.2	1.9	
小口零細企業保証	0	0		0	0		20	45,320	129.0	0.0	2	6,061		0.6	
緊急保証	114	2,861,000		518	12,723,355		1,886	43,402,275		21.5	11	172,696		16.6	
海外投資関係保証	0	0		0	0		1	20,564	97.2	0.0	0	0		0.0	
経営革新関連保証	0	0		0	0		11	220,063	87.9	0.1	0	0		0.0	
中堅企業特別保証	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
特定社債保証	0	0		0	0		7	545,000	76.8	0.3	0	0		0.0	
流動資産担保融資保証	2	78,400	426.1	7	236,000	103.3	26	1,040,000	94.1	0.5	0	0		0.0	
予約保証	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0	
緊急特別融資保証	0	0		0	0		0	0	0.0	0.0	1	779		0.1	
金融環境変化対応資金	0	0		0	0		97	440,399	77.3	0.2	1	2,788		0.3	
金融安定サポート	0	0		0	0		1	3,310	96.5	0.0	0	0		0.0	
協会制度計	228	4,647,400	217.7	956	18,698,255	208.8	7,320	103,465,844	150.8	51.1	57	550,022	89.0	53.0	
県 制 度	中小企業振興資金	146	1,180,670	61.8	542	4,838,280	54.6	7,105	40,171,550	84.8	19.9	55	302,724	108.1	29.1
	小規模企業活力応援資金	15	58,200	80.1	50	155,400	58.4	349	891,790	118.1	0.4	1	3,871	397.0	0.4
	特別小口資金	1	3,500	38.9	3	14,000	67.6	60	85,349	57.3	0.0	0	0		0.0
	先端技術・IT導入資金	0	0		0	0		5	105,459	83.2	0.1	0	0		0.0
	創業支援資金	14	76,740	119.0	45	207,140	140.4	518	1,677,785	92.6	0.8	7	23,046	258.7	2.2
	新事業チャレンジ資金	1	20,000	117.6	6	57,500	96.2	155	1,348,375	134.8	0.7	0	0		0.0
	福祉のまちづくり施設整備資金	0	0		0	0		0	0		0.0	0	0		0.0
	商店街活性化資金	0	0		0	0		6	45,516	109.0	0.0	0	0		0.0
	地球温暖化資金	0	0		0	0		4	63,691	112.9	0.0	0	0		0.0
	かごしま産業おこし資金	1	20,000		2	55,000	1100.0	4	81,784	1722.5	0.0	0	0		0.0
	緊急災害対策資金	0	0		0	0		93	389,725	67.7	0.2	0	0		0.0
	緊急経営対策資金	0	0		0	0		56	512,955	63.7	0.3	1	11,589	186.3	1.1
	セーフティネット対応資金	1	20,000		2	40,000	6.6	156	1,300,988	105.3	0.6	3	12,202		1.2
	経済対策特別資金	171	1,339,400		767	5,869,206		1,921	14,652,982		7.2	4	14,748		1.4
	離職者緊急雇用確保資金	0	0		2	28,000		3	36,959		0.0	0	0		0.0
	共生・協働サポート融資	0	0		0	0		2	2,890	144.5	0.0	0	0		0.0
	経営支援資金	0	0		0	0		23	17,552	33.4	0.0	0	0		0.0
	特別経営改善資金	0	0		0	0		2	6,880	74.0	0.0	0	0		0.0
	同和地区経営安定	0	0		0	0		9	7,986	45.2	0.0	0	0		0.0
	県制度計	350	2,718,510	120.3	1,419	11,264,526	110.4	10,471	61,400,216	112.4	30.4	71	368,180	114.7	35.4
鹿 児 島 市 制 度	産業振興資金	85	632,510	73.8	258	1,938,745	66.3	3,752	18,567,149	169.2	9.2	22	85,178	238.9	8.2
	短期事業資金	2	5,000	32.3	4	9,800	16.4	6	14,200	20.1	0.0	0	0		0.0
	特別小口資金	0	0		6	14,200	58.0	84	165,818	73.3	0.1	0	0		0.0
	小規模企業支援資金	13	52,300	72.2	39	137,080	36.0	376	1,114,966	101.4	0.6	3	9,065		0.9
	経営安定化資金	143	1,335,000	930.3	613	5,301,500	545.4	1,707	17,019,183	133.1	8.4	3	21,270	39.0	2.0
	環境配慮促進資金	0	0		0	0		7	71,425	706.1	0.0	0	0		0.0
	災害対策資金	0	0		0	0		1	634		0.0	0	0		0.0
	創業支援資金	6	26,500	162.6	17	70,000	141.1	101	315,927	126.1	0.2	2	5,005	123.3	0.5
	新事業展開支援資金	0	0		4	25,000	357.1	31	91,611	145.6	0.0	0	0		0.0
設備整備資金	0	0		0	0		11	59,536	70.2	0.0	0	0		0.0	
鹿児島市制度計	249	2,051,310	185.6	941	7,496,325	169.7	6,076	37,420,449	146.4	18.5	30	120,518	127.8	11.6	
合 計	827	9,417,220	171.2	3,316	37,459,106	158.9	23,867	202,286,509	136.0	100.0	158	1,038,718	100.5	100.0	

注) 印の保証制度については、現在、お取り扱いしていません。

業種別保証状況

(単位：件・千円・%)

業 種	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高				代 位 弁 済			
	当 月 中			当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			当 月 末				当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			
	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
製 造 業	122	1,595,290	224.7	449	6,106,850	196.9	3,140	32,768,371	144.8	16.2	18	185,003	212.6	17.8
建 設 業	223	2,483,730	143.3	902	10,454,130	133.2	6,465	56,854,114	136.2	28.1	65	334,755	71.0	32.2
卸 売 業	78	1,006,290	141.5	301	5,095,410	164.6	2,050	25,555,871	160.0	12.6	9	49,389	42.9	4.8
小 売 業	200	1,774,980	112.4	918	7,550,825	157.9	6,566	42,596,132	122.1	21.1	45	300,879	108.8	29.0
運 送 倉 庫 業	29	699,800	588.1	89	1,728,300	159.4	818	10,084,003	156.3	5.0	2	2,522	154.3	0.2
サ ー ビ ス 業	148	1,652,350	375.5	560	5,527,231	178.7	4,049	28,030,664	125.9	13.9	17	92,975	113.5	9.0
不 動 産 業	18	157,840	94.4	65	724,220	218.1	559	4,704,190	126.1	2.3	1	72,384		7.0
そ の 他 の 産 業	9	46,940	111.8	32	272,140	116.8	220	1,693,162	153.1	0.8	1	809		0.1
合 計	827	9,417,220	171.2	3,316	37,459,106	158.9	23,867	202,286,507	136.0	100.0	158	1,038,718	100.5	100.0

金額別保証状況

(単位：件・千円・%)

金 額	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
1 0 0 万円以下	52	46,450	204	184,510	160.5	0.5
2 0 0 万円以下	102	180,110	394	701,941	134.5	1.9
3 0 0 万円以下	99	287,300	415	1,189,900	138.7	3.2
5 0 0 万円以下	168	771,300	628	2,878,750	126.6	7.7
1 , 0 0 0 万円以下	172	1,448,360	725	6,061,980	136.5	16.2
1 , 5 0 0 万円以下	57	805,900	251	3,487,340	154.9	9.3
2 , 0 0 0 万円以下	71	1,392,400	270	5,286,200	163.5	14.1
3 , 0 0 0 万円以下	58	1,644,900	226	6,374,020	160.2	17.0
5 , 0 0 0 万円以下	24	1,026,000	126	5,554,465	132.5	14.8
8 , 0 0 0 万円以下	21	1,504,500	69	4,967,000	481.3	13.2
1 億円以下	2	200,000	7	663,000	138.7	1.8
2 億円以下	1	110,000	1	110,000	55.0	0.3
3 億円以下	0	0	0	0		0.0
3 億 円 超	0	0	0	0		0.0
合 計	827	9,417,220	3,316	37,459,106	158.9	100.0
1 件当平均保証金額		11,387		11,296	111.5	

期間別保証状況

(単位：件・千円・%)

期 間	保 証 承 諾					
	当 月 中		当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
3 か月以下	6	20,200	24	138,000	62.5	0.4
6 か月以下	14	162,000	50	659,350	73.0	1.8
1 年以下	19	354,470	71	1,032,970	73.5	2.8
2 年以下	48	535,030	180	1,754,730	68.6	4.7
3 年以下	40	189,340	131	562,820	117.8	1.5
4 年以下	9	38,800	38	130,740	52.7	0.3
5 年以下	204	1,247,220	783	5,250,736	79.9	14.0
7 年以下	371	4,095,850	1,540	16,331,115	167.9	43.6
1 0 年以下	108	2,580,210	469	10,730,825	1258.9	28.6
1 0 年超	8	194,100	30	867,820	143.6	2.3
合 計	827	9,417,220	3,316	37,459,106	158.9	100.0
1 件当平均保証期間(か月)	63.3	71.1	64.6	72.7		

資金使途別保証状況

(単位：件・千円・%)

使 途	保 証 承 諾					
	当 月 中			当 月 末 (21/4 ~ 21/7)		
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
運 転 資 金	703	8,254,670	2,820	32,939,285	166.8	87.9
設 備 資 金	64	605,250	214	2,285,701	157.7	6.1
運 転・設 備 資 金	60	557,300	282	2,234,120	94.0	6.0
合 計	827	9,417,220	3,316	37,459,106	158.9	100.0

新規・継続別保証状況

(単位：件・千円・%)

区 分	保 証 承 諾					
	当 月 中			当 月 末 (21/4 ~ 21/7)		
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
新 規	179	1,078,340	643	4,020,560	317.2	10.7
継 続	648	8,338,880	2,673	33,438,546	149.9	89.3
合 計	827	9,417,220	3,316	37,459,106	158.9	100.0

担保・無担保別保証状況

(単位：件・千円・%)

区 分	保 証 承 諾					
	当 月 中			当 月 末 (21/4 ~ 21/7)		
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
担 保 不 動 産	98	1,702,840	378	6,611,225	119.3	17.6
担 保 そ の 他	2	78,400	9	299,000	130.9	0.8
無 担 保	727	7,635,980	2,929	30,548,881	171.6	81.6
合 計	827	9,417,220	3,316	37,459,106	158.9	100.0

事故原因別代位弁済状況

(単位：件・千円・%)

区 分	代 位 弁 済						
	当 月 中			当 月 末 (21/4 ~ 21/7)			
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	前年比	構成比
売上・受注の減少	22	146,255	34.4	64	328,377	92.4	31.6
競 争 激 化	9	175,277	41.2	20	329,537	127.7	31.7
取引先の倒産	1	29,514	6.9	2	33,654	205.8	3.2
回収困難	4	7,498	1.8	13	35,615	289.9	3.4
事業拡張設備投資過多	0	0	0.0	0	0		0.0
金 融 困 難	5	19,301	4.5	14	54,579	59.7	5.3
経営管理の放漫	1	2,643	0.6	8	83,831	86.5	8.1
災害・事故・その他	6	36,500	8.6	22	108,806	215.2	10.5
保証人事故	2	8,203	1.9	13	62,621	339.7	6.0
不 明	0	0	0.0	2	1,697	2.7	0.2
合 計	50	425,189	100.0	158	1,038,718	100.5	100.0

平成20年度経営計画の評価

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成18年4月に策定した「中期事業計画（平成18年度～平成20年度）」の基本方針のもとに、平成20年4月、「平成20年度経営計画」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」（「別紙1」参照）の意見・助言を受けただうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、上半期中間的な評価を行うとともに、平成21年6月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」（「別紙2」参照）において協議・検討を重ね、「平成20年度経営計画の評価（案）」を作成しました。

この「平成20年度経営計画の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「平成20年度経営計画の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「平成20年度経営計画の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成21年7月31日
鹿児島県信用保証協会
会長 仮屋基美

【 経営方針 】

平成20年度経営計画においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、世界同時不況の影響等を受けるなど、見込みよりもかなり厳しい推移となり、国の景気対策として実施された緊急保証など政策保証の推進に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

（1）業務環境

1）鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、主要ホテル・旅館の宿泊客数は持ち直しつつあるものの、乗用車販売、百貨店・スーパーの販売額は減少しており、個人消費は、全体としてやや弱めの動きとなっている。

建設関連では、公共工事の低迷が続いており、新設住宅着工も減少傾向にあるなど、全体としては低調となっている。

生産活動においては、焼酎製造を除く食品工業や電子部品関連が低調に推移しており、設備投資についても横這い状態にあるなど、全体としてはやや弱めの動きとなっている。

また、労働需給は、厳しさが残るものの、総じて底固く推移している。

このように、県内経済は、全体としては、回復の動きがやや鈍っており、足踏み状態となっている。

今後の経済動向については、個人消費の大幅な増加や建設関連の回復を見込まず、生産活動も弱含みで推移するものと見込まれることから、当面、景気の踊り場ともいえるような足踏み状態が持続するものと見込まれる。

2）中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内の経済は、全体としては足踏み状態とされているが、県内中小企業の景況については、業種間にはばらつきがあるほか、勢いの感じられない個人消費、原油・原材料価格の高騰、公共投資の減少等により先行きが懸念されるなど、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面からみると、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販売能力増強のための設備投資が横這い状態であり、金融機関の中小企業向け貸出残高は伸び悩み、全般的に資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、大河ドラマ「天璋院・篤姫」の放映による一定の効果が見込まれるものの、相次ぐ大型商業施設開業による小売業界の競争激化

などもあり、これまでと同様、厳しい状況で推移するものと見込まれる。

（2）業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあつて、本協会の平成20年度の業務運営は、低金利下での保証料率の割高感や金融機関のプロパー融資の増加、保証承諾の減少、大型倒産の発生等による代位弁済の増加など、厳しい状況になるものと見込まれる。

平成20年度は、中期事業計画の基本方針のもとに、これら本協会を巡る厳しい環境や信用補完制度の改革等に適切に対応して、平成19年度に引き続き、リスク考慮型保証料率体系の円滑な実施、中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、国・地方公共団体の施策に即応した政策保証等の促進、金融機関との責任共有制度の適正な運用、期中管理の徹底による代位弁済の抑制、求償権の回収促進等に積極的に取り組むこととする。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、電算処理システムの共同化等による事務の簡素化・効率化、中小企業者の利便性の向上対策の推進、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化、個人情報管理の適正な管理等に努める。

加えて、本年5月に稼働予定の新しい電算処理システムの円滑な導入促進や保証業務に係る企画機能の充実・強化、経営支援体制の充実に努めるとともに、平成20年度から創設予定の予約保証制度や売掛債権早期現金化保証制度等の新たな政策保証の円滑な導入が図れるよう積極的に取り組むこととする。

また、新電算処理システムについては、プログラムミス等による保証料率の違算等の発生を防止するため、保証料率等再計算・検証事務システム（以下「再検証システム」という。）を活用するなど、その適正かつ効率的な運用に努める。

【 重点課題に係る評価 】

本協会の適切な業務運営の確保を目的として、部門別に抽出した重点課題に係る課題解消のための方策実施の状況について、次のとおり自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙3に記載のとおり、A・B・C・D・Eの5段階とし、A～高い、B～やや高い、C～普通、D～やや低い、E～低いとした。(以下、Ⅲ及びⅣについて、同じ。)

1 保証部門

(1) 保証業務に係る企画機能の充実・強化		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
保証承諾の促進、保証制度の新商品の開発、保証業務に係る規程等の制定・改廃等に関する協議・検討を行う保証業務プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を保証部に設置し、保証業務に係る企画機能の充実・強化を図る。	<p>保証業務改革推進実施要領(平成20年4月1日施行)を制定し、平成20年度の調査研究指示6項目について、プロジェクトチーム(保証部次長以下7名)が、月1回の定例会議のほか随時会議を開催し、協議・検討のうえ、以下のとおり実施した。</p> <p>ア 保証業務に係る基本施策の策定 信用保証に関する基本方針(案)を策定したが、さらに協議・検討を重ねる必要があり、引き続き21年度策定にむけ検討作業中である。</p> <p>イ 保証制度に係る市町村制度の拡充 保証制度に係る市町村制度融資の拡充について、副市長会にて要請し、また、県内各市(鹿児島市、奄美市を除く)の商工担当者を訪問のうえ要請した。</p> <p>ウ 保証制度の未利用企業に係る保証承諾の促進 過去保証利用があり、現在残高のない中小企業2,673先に対し、平成20年9月、保証制度案内と今後の保証利用予定等についてのアンケートを送付し、その結果を集計した。 また、平成20年10月から、アンケート発送先からの保証申込状況を取りまとめ、保証利用状況の追跡を実施した。</p> <p>エ 新しい保証制度の創設 新しい保証制度案として2案作成したが、さらに協議する必要があり検討を重ねたが、予約保証や緊急保証の創設が相次いだことから、新たに保証推進指定企業支援実施要領(案)を策定し、平成21年10月実施に向けて作業を継続することとなった。</p> <p>オ 保証業務に係る規程等の制定改廃 保証申込、審査処理に関する電算登録マニュアルを平成20年8月18日付、信用保証書の有効期限、保証期間の始期及び終期に関する取扱いを平成20年9月16日付、信用保証事務様式集を平成20年9月17日付、信用保証審査マニュアル及び期中管理要領を平成20年10月1日付、保証条件変更に関する電算登録マニュアルを平成21年1月26日付、担保評価に関する電算登録マニュアルを平成21年3月25日付で、それぞれ制定改廃した。 また、調査・審査事務要領の改正、担保評価マニュアルの制定及び信用保証料徴収規程の改正については、現在検討中である。 なお、信用保証事務様式集については、平成21年4月1日付ホームページに掲載することとした。</p> <p>カ 企業訪問実施要領の策定 要領案を策定したが、さらに協議・検討の必要があり、21年度策定に向け検討作業中である。</p>	C
評価項目の自己評価		
<p>保証制度に係る市町村制度の拡充については、副市長会での説明後、県内各市を訪問し直接要請を行ったが、市町村合併後、各市においては、人員と予算が削減傾向にあることなどから、新たな取組には消極的であった。</p> <p>保証制度未利用企業に係る保証承諾の促進については、未利用企業に対し保証制度案内とアンケートを送付したところ、その後、送付先からの申込により、170件26億円の保証承諾を上げることができた。</p> <p>保証業務に係る規程等の制定改廃については、6件のマニュアル等を制定改廃し、ほぼ計画通り実施できた。 今後は、未実施の項目や、引き続き調整が必要な項目について協議・検討し、21年度実施に向け作業を継続する。</p>		

(2) 保証承諾の促進		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア プロジェクトチームにおいて、保証制度未利用企業等への保証促進対策、新たな保証制度の創設等に関する企画立案を行う。	ア 過去保証利用があり、現在残高のない中小企業 2,673 先に対し、平成 20 年 9 月、保証制度案内と今後の保証利用予定等についてのアンケートを送付。 新たな保証制度の創設については、原材料価格高騰対応等緊急保証や予約保証等の全国統一保証制度を創設した。	ア B
イ 金融機関、商工団体、中小企業者の訪問、機関誌による保証制度の広報等を積極的に推進する。	イ 「保証月報」による広報（4 月、6 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月、3 月） 金融機関、商工団体を訪問（5 月、6 月） 商工会議所、商工会研修（4 月、6 月、7 月、8 月、11 月、12 月） 地方公共団体研修（4 月、9 月） 金融機関研修（4 月、9 月、11 月） 中小企業者への説明会（3 回） 「南日本新聞」記事掲載（10 回） ホームページによる広報（17 回）	イ B
評価項目の自己評価		
<p>保証承諾は、1,190 億円となり、前年度比 166.5%、計画比 169.5%と大きく伸長した。 保証促進対策として行った、保証制度案内とアンケートの送付結果について、案内送付先からの新たな保証申込は、承諾が 170 件、26 億円となり、一定の成果を上げることが出来た。 今年度は国の経済対策の一環として創設された緊急保証制度や、予約保証等の全国統一保証制度の創設が相次ぎ、また、セーフティネット保証の指定業種の拡大が数度にわたり行われたが、適時迅速にそれらの広報を行った。</p>		

(3) 流動資産担保保証制度の推進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 第三債務者（売掛先）や金融機関に対する協力要請、事務手続きの説明等を行う。	ア 金融機関を訪問（5 月、6 月） 金融機関研修（4 月、9 月） 金融機関本部を訪問（毎月） 「保証月報」による広報（11 月）	ア C
イ 売掛債権の多い企業をリストアップし、企業訪問等により利用促進を図る。	イ 中小企業へ制度案内の文書を送付し、利用促進を図った。	イ C
ウ 在庫を担保とした保証について、金融機関等の訪問により利用促進を図る。	ウ 金融機関を訪問（5 月、6 月） 金融機関研修（4 月、9 月） 金融機関本部を訪問（毎月） 「保証月報」による広報（11 月）	ウ C
評価項目の自己評価		
<p>年度当初から、金融機関を訪問し、制度説明及び保証推進を行ってきたが、対抗要件取得のための第三債務者への通知等による風評被害の懸念や、事務手続きの煩雑さ等があり保証申込は伸び悩んだ。また、今年度下期については、中小企業者の資金調達手段が、平成 20 年 10 月末からスタートした緊急保証制度へと移行したこともあり、平成 20 年度は 25 件、829 百万円の保証承諾であった。（平成 19 年度保証承諾 34 件、1,191 百万円）</p>		

(4) セーフティネット保証の推進		達成度
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 指定された不況業種の中小企業者をリストアップし、未利用の中小企業者に対して郵送等による情報提供を行う。	ア 現在保証利用のない中小企業者に対し、保証制度の案内を送付し、情報提供を行った。	ア B
イ 金融機関、商工団体等に対して各種説明会や訪問等により、認定要件の周知や利用促進の要請等を行う。	イ 「保証月報」による広報（4 月、6 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月） 金融機関、商工団体を訪問（5 月、6 月） 商工会議所、商工会研修（4 月、6 月、7 月、8 月、11 月、12 月） 地方公共団体研修（4 月、9 月） 金融機関研修（4 月、9 月、11 月） 南日本新聞記事掲載（4 回） ホームページによる広報（7 回） 中小企業者への説明会（3 回）	イ A
評価項目の自己評価		
<p>今年度は、上期から、原油・原材料価格高騰などにより厳しい経営環境にある中小企業者のため、セーフティネット保証の取扱いを推進してきたが、平成 20 年 10 月末からは、従来のセーフティネット保証を拡充した緊急保証制度の取扱いが始まったことから、役員一丸となって当該制度の積極的な対応に努めた。 平成 20 年度の保証承諾は 4,105 件、62,646 百万円となり、件数金額ともに前年度を大きく上回る結果となった。（平成 19 年度 件数 194 件、金額 3,690 百万円） 現下の中小企業を取り巻く厳しい経済環境や、緊急保証制度の取扱期間が平成 21 年度までとなっていることから、今後も当該保証の需要は大変大きいものと予測されるため、引き続き積極的に取り組んでいく。</p>		

(5) 当座貸越根保証，事業者カードローン根保証の推進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
保証制度の資格要件や利便性について，中小企業者や金融機関へPRし，新規利用の推進を図る。	当座貸越及び事業者カードローンの要領の一部改正 「保証月報」による広報(8月) 金融機関，商工団体を訪問(5月，6月) 金融機関研修(4月，9月) 金融機関へ取扱注意文書を送付 中小企業者へ制度案内の文書送付	C
評価項目の自己評価		
<p>平成18年度から開始された担保，保証人の要件緩和について，金融機関研修や訪問等において説明し，周知と推進に努めた。また，現在利用のない中小企業者に制度案内の文書を送付し，利用推進を図った。</p> <p>当座貸越根保証及び事業者カードローン根保証の要領を一部改正(平成20年4月1日施行)したことにより，中小企業者の利便性を高めた。</p> <p>しかしながら，当座貸越根保証については，金融機関が優良取引先をプロパー融資へシフトしていることなどから，平成20年度の保証承諾は255件，6,728百万円(前年度比件数82.5%，金額87.9%)の実績となり，事業者カードローン根保証についても，451件，2,092百万円(前年度比件数86.9%，金額95.6%)の実績となった。</p>		

(6) 特定社債保証の推進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 中小企業者や金融機関等に対して，適債要件の周知徹底に努める。	ア 金融機関を訪問(5月，6月) 金融機関研修(4月，9月) 金融機関本部を訪問(毎月) 「保証月報」による広報(8月，1月)	ア C
イ 金融機関と連携して，社債発行を計画している企業の訪問等により利用促進を図る。	イ 金融機関への利用促進の要請に合わせ企業への説明を行うこととしていたが，保証料の割高感に加え社債発行対象の企業が限定されることもあり，金融機関からの照会に対する説明に終始した。	イ C
評価項目の自己評価		
<p>取扱が伸び悩んでいることから，保証月報への広報掲載など制度促進を図ったが，対象企業が限定されることなどから照会等も少なかった。そのような中，申込みのあった案件については適切に対応し，平成20年度は2件，240百万円の大口の保証承諾となった。(平成19年度 2件，125百万円)</p> <p>特定社債保証の取扱は全国的に低迷(九州全体では45件の承諾(平成21年2月末))しているが，今後も社債発行資格要件のある企業については，適切に対応し推進を図ることとする。</p>		

(7) ベンチャー関連保証，創業関連保証の推進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 実地調査や経営者との面談を通して，事業の将来性や経営手腕等を的確に判断し，事業計画に対する助言を行う等，きめ細かに対応する。	ア 新規開業を中心に，本協会の利用が初めての中小企業者102名との面談を行い，事業内容を詳細に確認し，今後の経営計画等についてヒアリングを行い，助言を行った。	ア B
イ (財)かごしま産業支援センターとの情報交換や本協会と当該センターとのタイアップした支援などによりベンチャー関連保証や創業関連保証の利用促進を図る。	イ 産業支援センターが主催する「中小企業支援機関連携推進会議・鹿児島県中小企業経営革新支援協議会」へ出席し情報交換を行い，また，同センターが中小企業向けに行う新聞広告スペースを活用し，保証制度のPRを行った。	イ C
評価項目の自己評価		
<p>ベンチャー関連の保証承諾は，25件，348百万円(前年度比件数55.6%，金額68.4%)，創業関連の保証承諾は，118件，561百万円(前年度比件数60.5%，金額61.9%)と減少した。</p> <p>ベンチャー関連の中でも大きな割合を占める経営革新に係る保証については，平成20年度の県の認定が45件(前年度54件)と減少しているが，独自の技術を生かして事業展開するための必要資金であるので適切に対応した。</p> <p>また，創業関連については，後継者不足による廃業等により，事業者数自体が減少傾向にある中での起業であり，これからの中小企業者育成のためにも，積極的に対応した。</p>		

(8) 保証業務に係る事務処理の適正化・効率化		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 保証審査に関する基本方針を明確にし、保証審査に係る担当職員の標準化の推進や共通認識化を図る。	ア 保証審査に係る基本方針等を明確にするため作業に着手したが、完了に至らず、引き続き平成 21 年度の策定に向けて、プロジェクトチームにより検討作業中である。	ア C
イ 再検証システムによる検証結果の審査マニュアルへの反映、CRD(注)入力マニュアル(平成 19 年度制定)の見直しによる入力事務の適正化・効率化を図る。	イ 「保証料率等再計算・検証事務マニュアル」に基づく検証事務を継続して実施した。また、新電算システムへ移行したことに伴い、CRD 入力チェック表を実務に沿った様式に改め、「CRD 入力マニュアル」を全面的に見直した。	イ A
ウ 保証申込関係書類の整理・保管に係る事務処理をマニュアル化し、保証後の事務処理の適正化と効率化等に努める。	ウ 保証申込書類の整理・保管作業が停滞する実態を踏まえ、その作業について、保証部の審査担当者、保証事務課の全職員が参画するように、「業務文書の整理・保管に関する事務マニュアル」を制定し、平成 20 年 4 月 1 日から施行した。	ウ B
評価項目の自己評価		
<p>保証審査及び保証料算出金額の適正化並びに保証後の事務処理の適正化・効率化を図った。保証審査の適正化を図るため基本規程(案)を策定したが、さらに協議・検討を重ねる必要があり、平成 21 年度に持ち越した。</p> <p>保証料算出金額の適正化については、平成 20 年度新電算システムへの移行に伴い、CRD 入力マニュアルを改正するなど、随時必要な手続きを行い、正確な保証料徴収に努めた。</p> <p>保証後の事務処理については、申込書類の整理・保管のマニュアルを制定し、適正化・効率化が図られた。</p>		

注) CRDとは、Credit Risk Databaseの略称で、「中小企業信用リスク情報データベース」のことである。

CRDは、経済産業省・中小企業庁のリーダーシップにより、中小企業に対する金融を円滑することを目的として構築され、中小企業の経営関連データを集積し、情報分析・処理サービスを行っている。

CRD事業は、信用保証協会、政府系金融機関、民間金融機関等を会員とし、平成 13 年 3 月 28 日、任意団体として設立され、平成 17 年 4 月に法人格を取得し、有限責任中間法人CRD協会となり、その後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、平成 21 年 6 月名称が一般社団法人CRD協会に変更された。

(9) 保証審査に関する目利き能力の向上		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
中小企業診断士の資格取得促進を図るとともに、連合会研修への参加やOJTを通じて、中小企業者の将来性や技術力等を的確に評価できる職員を養成し、審査能力の向上を図る。	職員 2 名が、平成 20 年 9 月 30 日付けで独立行政法人中小企業基盤整備機構が主催する中小企業診断士養成課程を修了した。また、全国信用保証協会連合会やCRD協会等が主催する次の研修に参加した。 <ul style="list-style-type: none"> ・CSS(注1)実践操作研修会 2名(7月, 8月) ・MSS(注2)活用講座 1名(8月) ・企業再生支援講座 2名(10月, 1月) ・顧客満足度向上のための基礎講座 1名(10月) ・財務分析講座 1名(11月) ・九州地区実務合同研修 2名(10月) 	B
評価項目の自己評価		
<p>保証審査に不可欠な財務分析や企業の再生支援等に係る研修については、全国信用保証協会連合会等が主催する研修会に延べ 9 名の職員を参加させるとともに、財務分析等の目利き能力の向上に努めた。また、職員 2 名が中小企業診断士養成課程を修了し、中小企業診断士の登録を完了したことにより、職員の目利き能力は着実に向上した。</p>		

注 1) CSSとは、「中小企業サポートシステム」のことである。

CRDスコアを活用し、既存財務データを基に、現状の財務分析、課題の検証、将来におけるPLやBSのシミュレーションを行う。さらに、将来キャッシュフローの算定等を行い、再生計画策定や再生計画の実行可能性の検証が可能である。

注 2) MSSとは、「中小企業経営診断システム」のことである。

CRDスコアを活用し、既存財務データにおける企業の財務バランスチェック、業種内における水準やデフォルト状況を示し、経営相談、経営支援に使用するソフトである。

(1 0) 中小企業者等の利便性向上に向けた取組		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>ア 本協会ホームページなどにより、中小企業者に保証要件や各種保証制度の詳細な内容等、必要な情報を適時・的確に提供するとともに、中小企業者等からの相談や意見、要望等に迅速な対応を行うなど利便性の向上を図る。 ホームページ利用促進のため、パンフレット、保証月報、関係書類等にホームページアドレスを掲載する。</p> <p>イ 中小企業者等を対象として、保証利用のメリットや主な保証制度の内容、申込手続き等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、中小企業関係の各種会議での活用や中小企業団体・県・市町村機関の窓口等を通じ配付する。</p> <p>ウ 保証制度を充分に利用していない中小企業者やセーフティネット保証対象企業、売掛債権や在庫担保保証対象企業に対して、Eメールの活用や郵便等により、制度保証創設・改正の内容、不況業種の指定情報など、効果的な情報提供に努める。</p> <p>エ 中小企業者からの要望や苦情等については、データベース化して情報を共有化し、中小企業者の利便性の向上に資するよう努める。</p> <p>オ CRDスコアリングモデル3とモデル4を活用するとともに、保証審査時に中小企業者から徴求する書類の簡素化に努め、保証審査の迅速化、効率化を図る。</p>	<p>ア ホームページや機関誌等により、保証要件、各種保証制度の内容、特別相談窓口の設置などの情報提供を行うとともに、ホームページアドレスを機関誌やリーフレットに掲載し、ホームページの利用促進を図った。 ホームページのアクセス件数及びホームページによる中小企業者からの相談件数は次のとおりである。 【ホームページアクセス】 件数 15,884件 (1日平均 47件) (19年度 10,100件 1日平均 27件) 【ホームページ相談】 件数 35件 (19年度 21件)</p> <p>イ 平成20年度版「信用保証制度のご案内」を作成し、金融機関、関係機関等へ配付した。 また、各種会議においては、会議の内容に即した保証制度案内等の資料を作成し説明を行った。</p> <p>ウ 過去保証利用があり、現在残高のない中小企業2,673先に、保証制度案内の文書を発送した。 また、次のとおりEメールによる情報発信を行った。 ・4月～制度資金改正、保証制度の案内等 ・7月～保証制度の案内、相談窓口のお知らせ ・10月～保証制度の案内、相談窓口のお知らせ ・12月～緊急総合対策のセーフティネット保証の案内 ・1月～制度資金改正、セーフティネット保証のお知らせ</p> <p>エ 平成20年度登録件数21件(19年度13件) 専用電話回線への苦情相談はなかった。</p> <p>オ 提携保証については、CRDスコアリングを活用することにより、迅速な保証対応を行っている。 書類の簡素化については、金融機関説明会等で必要書類の説明を行い、また、個別に金融機関担当者へ説明し書類の簡素化に努めている。</p>	<p>ア B</p> <p>イ B</p> <p>ウ B</p> <p>エ B</p> <p>オ B</p>
評価項目の自己評価		
<p>ホームページについては、改正された保証制度等の内容及び相談窓口設置等の新着情報について、迅速な掲載を行い、中小企業者の利便性及びサービスの向上を図った。特に、緊急保証がスタートした平成20年10月以降のアクセス件数の伸びが大きく、当該保証制度の周知に大きな役割を果たした。</p> <p>平成20年度は説明会の開催が多く、それぞれの会議内容に即した資料等を作成し広報に努めた。平成21年度も年度始めのパンフレットの作成を急ぎ、利便性の向上に努める。</p> <p>平成20年度は年4回予定していたEメール広報を計画どおりに実施するとともに、平成20年12月には臨時に、緊急保証制度の広報を行った。中小企業者からの苦情・相談については、専用電話を設置し、現在まで実績はないものの、苦情・相談に係る体制の整備に努めている。</p> <p>提携保証については、引き続き迅速な対応を行い、書類の簡素化については、機会をとらえ、金融機関への広報に努めた。</p>		

2 期中管理部門

(1) 経営支援・再生支援等の推進		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>ア 事故報告のあった企業、事故が予見される企業、事業再生に取り組む求償権先等について、早期実態把握に努め、「経営再生支援対策会議」による再生計画の作成支援、「再生支援審査会」の活用、中小企業サポ-トシステム(CSS)の有効活用、求償権の放棄や求償権消滅の新規保証等により、これら企業の経営支援及び再生支援を積極的に推進する。</p>	<p>ア (ア) 事故報告のあった企業については、早期実態把握に努め、条件変更等を実施した。条件変更については、70件、金額708百万円の実績であった。(前年度比件数128.3%、金額113.1%) (イ) 平成20年度は、6企業を求償権消滅保証の再生計画の作成支援対象としたが、6企業すべてにおいて決算書の徴求ができず再生計画の作成に至らなかった。また、求償権放棄については、1企業の相談があったが要件に該当せず、実績はなかった。 (ウ) CSSは、10企業の改善計画に活用した。</p>	ア B
<p>イ 経営支援については、期中管理の徹底による代位弁済の抑制を図るため、新たに、審議役の主たる事務と位置づけ、経営再生支援室との緊密な連携のもとに、対象企業の訪問や面談等により、低利・長期の資金調達や経営改善計画の策定に関する助言・指導等の支援を積極的に推進する。</p>	<p>イ (ア) 訪問企業25企業訪問回数40回 (イ) 相談内容 新規借入相談6企業 条件変更相談3企業 経営相談6企業 MSSによる財務分析指導10企業</p>	イ B
<p>ウ 創業・再挑戦に取り組む企業の支援については、関連情報の収集・分析、審査機関の整備等を図り、適切に対応する。</p>	<p>ウ 鹿児島商工会議所や霧島商工会議所の地域力連携拠点担当者と連携し推進したが実績はなかった。 ただし、窓口相談において、再挑戦企業より新規保証相談がなされ、新規保証1件6百万円の実績となった。</p>	ウ C
<p>エ 県中小企業再生支援協議会との緊密な連携による、経営・再生支援を積極的に行う。</p>	<p>エ (ア) 新規保証については、5件(前年度比33.3%)95百万円(前年度比34.5%)と低調であったが、フォローアップ先への新規保証は、10件(前年度比500.0%)296百万円(前年度比778.9%)と増加した。 (イ) 条件変更については、28件(前年度比107.7%)635百万円(前年度比184.0%)の実績となった。 (ウ) 経営改善会議出席8回、債権者説明会出席2回</p>	エ B
<p>オ 金融機関や商工団体との連携のもとに、効果的な経営・再生支援対策を講じる。</p>	<p>オ 平成20年7月及び平成21年2月に(財)かごしま産業支援センター主催の地域力連携拠点会議に出席した。 平成20年8月、鹿児島県中小企業経営革新支援協議会(経営革新支援チーム会議)に出席した。 商工団体については、平成20年7月に霧島商工会議所と連携し新規保証1件45百万円を保証承諾した。(前年度実績なし) 金融機関とは、各営業店と連携し、新規保証、条件変更とともに前年度を上回る実績となった。</p>	オ B
評価項目の自己評価		
<p>事故報告先等に対する条件変更については、早期実態把握に努めた結果、件数、金額ともに前年度実績を上回る実績であった。 再生支援部門における求償権消滅保証については、管理部との連携により、候補先の選定・調査を行ったが、候補先の決算書徴求が出来ず、再建計画策定支援までには至らなかった。また、求償権放棄についても1企業からの相談がなされたが、要件に該当せず、実績とならなかった。 経営支援部門については、今期より積極的な支援を開始し、審議役を中心として25企業を実地訪問した。経営上の課題解決に関し相談を行うとともに、企業の早期実態把握に努め、新規保証、条件変更等による資金繰り改善の指導を行った。 創業・再挑戦支援部門は、地域力連携拠点の商工会議所より情報収集を行い推進を図ったが低調な実績であった。中小企業再生支援協議会との連携による再生支援については、フォローアップ企業に対する新規保証、条件変更は前年度を上回る実績となった。 金融機関や商工団体との連携による支援活動については、新規保証、条件変更とともに前年度を上回る実績であった。</p>		

3 回収部門

(1) 求償権回収体制の強化		達成度
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
管理部職員を増員するとともに、管理第一課回収班を廃止し、回収業務を管理第二課に一元化し、求償権回収業務の効率化を図る。	平成 20 年 4 月 1 日付けで管理部職員を 1 名増員するとともに、管理第一課回収班を廃止し、回収業務を管理第二課に一元化した。 平成 20 年 10 月の異動で、管理第二課は、1 名減となったが、外部研修を終えて 2 名が復職したため、実質 1 名増の体制が図られた。	A
評価項目の自己評価		
求償権回収業務を管理第二課に一元化したことや職員の増員により、従来の二課体制より平準化した対応が可能となったことや回収業務に専念できる態勢がとれるなど、求償権回収業務の効率化が図られ、計画を超える回収が達成できた。(計画比 104.5%)		

(2) 要代位弁済案件に係る期中管理の充実と代位弁済の早期化		達成度						
		B						
課題解消のための方策								
方策の項目	実施状況	達成度						
期限の利益喪失協議以降の事務を迅速化し、代位弁済の早期化を実現するとともに、求償権回収の早期着手を図る。	平成 20 年 4 月 1 日付けで代位弁済係の支援に係る期中管理業務を回収係が担当することとした。また、平成 20 年 5 月 7 日付けで期限の利益喪失協議の取扱いを一部変更し、事務手続の迅速化を図った。	B						
評価項目の自己評価								
平成 20 年 4 月 1 日付けの組織改正に伴い、代位弁済係の支援に係る期中管理業務を管理第二課の回収係が担当することとしたことから、代位弁済係とより一層の連携が図られ、代位弁済の早期化に寄与した。 また、回収担当者が債務者等と代位弁済前に折衝することにより、実態把握がより早くなり、求償権回収の早期着手が図られた。 「約定書例の解説と解釈指針」の一部が改正されたこと及び電算処理システムの新システムへの移行に伴い、平成 20 年 5 月 7 日付けで期限の利益喪失協議の取り扱いを変更したことにより、期限の利益喪失協議以前の事務手続も大幅に改善され、代位弁済の早期化に繋がった。								
<table border="0"> <tr> <td>代位弁済件数</td> <td>628 件 (前年度 516 件)</td> </tr> <tr> <td>代位弁済処理日数</td> <td>36.4 日 (前年度 48.6 日)</td> </tr> <tr> <td>代位弁済被請求残</td> <td>36 件 (前年度 32 件)</td> </tr> </table>			代位弁済件数	628 件 (前年度 516 件)	代位弁済処理日数	36.4 日 (前年度 48.6 日)	代位弁済被請求残	36 件 (前年度 32 件)
代位弁済件数	628 件 (前年度 516 件)							
代位弁済処理日数	36.4 日 (前年度 48.6 日)							
代位弁済被請求残	36 件 (前年度 32 件)							

(3) 定期回収の促進		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 一括返済が困難な企業については、定期回収を積極的に推進する。また、回収が長期にわたって滞っている企業には、文書督促や訪問督促を継続的に行い現状把握に努め、定期回収の増加に努める。	ア 5 月から 3 月にかけて、県内 27 地区で現地訪問を実施し、225 件の債務者等に対し督促を実施した。 5 月・8 月・11 月・2 月に鹿児島市内を重点に、203 件の現地訪問を実施した。 7 月・8 月・11 月・1 月に夜間督促を実施した。 (訪問件数 62 件、電話件数 229 件)	ア B
イ 既存の定期回収企業については、求償権残高に対して返済額が僅少な企業や、債務者・特定の保証人のみが返済している企業に対して積極的に返済交渉を行うなど回収の増額を図る。	イ 分割返済を約束している定期回収先として、490 件の登録管理を行い、不履行先については、督促文書の発送や電話による督促を行った。 また、上記ア記載の現地訪問や夜間督促の中でも返済交渉を行った。	イ B
評価項目の自己評価		
<p>求償権回収(全体)は、1,108 百万円となり、前年度比 81.6%、計画比 104.5%となった。</p> <p>定期回収額は、255 百万円となり、前年度比 113.3%と増加した。</p> <p>月平均定期回収額については、減少傾向にあるものの、一括返済交渉等の効果もあり、前年度 18,779 千円に対し、今年度は 21,284 千円となり、2,505 千円の増加となった。</p> <p>定期回収の促進を図るため、返済が滞っている先に対し文書・現地訪問・夜間督促及び電話等により督促を実施しているが、債務者等の高齢化が進んだ案件も増加し、返済財源が乏しいこともあって、返済額の増額及び上積みが難しくなってきた。</p> <p>また、最近の求償権は、破産及び民事再生等の法的整理を行う案件や第三者保証人がいない案件が増加しており、回収交渉が困難な求償権先が増加している。</p>		

(4) 不定期回収の促進		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 入金管理を徹底し、入金がなかった企業については、追跡調査を行い善後策を講じる。	ア スポット回収予定先は、毎月回収予定表を作成し、入金管理の徹底と追跡を実施した。(登録先 103 件 873 百万円、回収実績 98 件 834 百万円)	ア C
イ 残高が少額となっている求償権先や損害金のみとなっている企業については、一括返済交渉を積極的に進める。	イ 5 月から 3 月にかけて、県内 27 地区で現地訪問を実施し、225 件の債務者等に対し督促を実施し、一括返済交渉を積極的に行った。	イ C
ウ 回収額の増加を図るため、督促強化月間の設定や定期的な夜間督促を実施する。	ウ 5 月・8 月・11 月・2 月に鹿児島市内を重点に、203 件の現地訪問を実施した。 7 月・8 月・11 月・1 月に夜間督促を実施した。 (訪問件数 62 件、電話件数 229 件)	ウ B
エ 長期化した求償権は、債務者の高齢化等により弁済能力の低下が著しいことから、状況に応じて損害金の大幅減免による一括回収や元金等の一部弁済による保証人の残債務免除等の回収促進を図る。	エ 損害金の減免等による完済件数 112 件 一部弁済による連帯保証債務免除については、同事務取扱要領を平成 20 年 10 月に制定し、年度未までに件数で 12 件、金額で 34、350 千円の回収実績となった。	エ B
評価項目の自己評価		
<p>求償権回収(全体)は、1,108 百万円となり、前年度比 81.6%、計画比 104.5%となった。</p> <p>不定期回収の任意弁済額は、853 百万円となり、前年度比 77.0%となった。 (うち任意処分 308 百万円 前年度比 60.2% 競売 218 百万円 前年度比 69.1%)</p> <p>不定期回収については、任意処分及び競売配当の進捗管理や残高少額先及び損害金のみへの先に対する一括交渉を積極的に実施したが、前年度に比べ物件処分が進まず、厳しい回収実績となった。</p>		

(5) 担保物件の処分促進		達成度
		C
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 有担保案件については、現地調査を行い、現況・評価額等を把握し、任意処分あるいは競売等効果的な手段を講じる。	ア 5 月と 10 月に有担保求償権の回収方針等のヒアリングを実施し、任意処分又は競売等の方針を分類のうえ、効果的な手段を講じてきた。 (10 月末 有担保求償権ヒアリング件数 399 件) 上記ヒアリングを基に、重点的に追跡管理を行い、物件の再調査及び面談等交渉を行った。	ア C
イ 任意処分や競売にあたっては、金融機関や不動産業者等に情報を提供し、早期処分に努める。また、競売情報を保証月報に掲載し、処分促進を図る。	イ 早期任意処分に努めるとともに、保証月報に競売情報を掲載し、処分促進を図った。 平成 20 年度月報掲載は、8 月を除く 11 回、合計 19 件。物件は鹿児島市、南さつま市、霧島市、鹿屋市等。	イ C
評価項目の自己評価		
<p>担保物件の処分促進については、できる限り、代位弁済後早期に着手することに努め、年 2 回の有担保求償権ヒアリングを実施し、現状に即した方針の見直しにより、回収の最大化に努めた結果、担保物件の処分等による回収額は 526 百万円(前年度比 63.6%)となった。内訳として、競売配当による回収額 218 百万円(前年度比 69.1%)、任意処分による回収額 308 百万円(前年度比 60.2%)と、いずれも前年度に比べ減少した。</p> <p>任意処分と競売を含めた 50 百万円超の大口回収は今年度 1 件に留まり、前年度の 3 件を下回る結果となった。</p> <p>また、昨年度に引き続き競売情報を月報に掲載し、早期処分や早期落札を図ることに努めた。</p>		

(6) 保証協会債権回収(株)の有効活用			達成度
			B
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況		達成度
ア 回収事務経験の豊富な金融機関OBの活用などにより、回収体制の強化を図る。	ア 平成20年4月より、金融機関OBを2名採用し、回収体制の強化を図った。		ア B
イ 無担保求償権の回収促進のため、保証協会債権回収への委託を増加し、効果的な回収を図る。	イ 年間計画(150件)に基づき、5月に100件、7月に50件を新規に委託した。 新規に委託した金額は508百万円であった。		イ B
ウ 債務者等が首都圏や近畿圏へ転出している求償権については、保証協会債権回収(株)へ委託し、同社の首都圏営業所や開設が予定されている近畿圏の営業所を活用し回収を図る。	ウ 債務者等が首都圏に転出している求償権について、5月に11債務者、求償権件数20件、7月に1債務者、求償権件数1件を鹿児島営業所に委託し、鹿児島営業所から首都圏営業所に対し、年度中に17債務者、求償権件数28件を委託した。 近畿圏営業所への委託については、開設が平成21年4月となったことから、該当者の委託は行わなかった。		ウ B
評価項目の自己評価			
<p>新規委託については、求償権の主債務者が離島地区であるものを除き、無担保扱いの定期・不定期入金先を中心に委託し、年間計画の150件を上期に委託した。</p> <p>この結果、新規委託の前年度比は、件数100.0%、金額102.4%となり、委託残高は年度末で件数1,978件(前年度比104.1%)、金額7,568百万円(前年度比102.3%)と委託の増加が図られた。しかし、第三者保証人のいない案件が増加していることもあり、保証協会債権回収(株)による年間回収額も、前年比89.8%と前年実績を1割程度下回った。</p> <p>無担保求償権が増加し、求償権回収の合理化・効率化が求められているため、今後も保証協会債権回収(株)を有効活用し、回収促進を図っていく。</p>			

(7) 求償権消滅保証に係る事業再生支援の促進			達成度
			C
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況		達成度
営業中の求償権先について、訪問による現況把握や決算書の徴求を行い、事業再生が可能か精査し、経営再生支援所管部署等と連携して支援の促進に努める。	訪問による現況調査件数	45件	C
	決算書の徴求件数	0件	
	経営再生支援所管部署との連携件数	6件	
評価項目の自己評価			
<p>今年度は、平成19年8月から平成20年12月に代位弁済した求償権先のうち、代位弁済時に営業中の先140件をリストアップし、求償権消滅保証対象先の選定を行った。</p> <p>この結果、リストアップした先の中から、45件について現況調査を行ったものの、当該支援先としての候補先に該当せず、更に、経営再生支援室と連携をとった候補先6件についても決算書等の徴求が出来ず、求償権消滅保証の成立に至らなかった。</p>			

(8) 計画的な管理事務停止と求償権整理の実施			達成度
			B
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況		達成度
回収の見込みのない求償権については、計画的に管理事務停止、求償権整理を行う。	<p>ア 管理事務停止 年間を通じ随時実施 期末実績 件数 112件 金額 407,522千円 前年度比 件数 105.7% 金額 77.1%</p> <p>イ 求償権整理(平成20年11月実施) 期末実績 件数 31件 金額 323,469千円 前年度比 件数 57.4% 金額 92.5%</p>		B
評価項目の自己評価			
<p>管理事務停止については、毎月実施している時効管理ヒアリング及び7月・1月に実施した全求償権ヒアリングにより実施した。 この結果、管理事務停止は、前年度比件数で105.7%、金額で77.1%となった。</p> <p>求償権整理については、平成20年11月に実施し、計画額350,000千円に対し323,469千円を処理した。 この結果、求償権整理は、前年度比件数で57.4%、金額で92.5%となり、いずれも前年度を下回った。</p> <p>管理事務停止及び求償権整理については、債務者等の現況を把握し、各要領に基づき適切に対応した。</p>			

4 その他間接部門

(1) 企画立案や総合調整機能等の充実		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 中期事業計画や年度経営計画の策定、各部署間の横断的な企画立案・総合調整、事務の合理化・効率化等に関する企画調整機能を充実し、その十分な発揮に努める。	ア 平成20年度経営計画については、平成20年3月24日に開催した理事会において承認され、同年4月7日付けで、主務省に報告するとともに、同月27日、九州経済産業局に対し、説明を行った。 また、本協会の契約に係る事務の適正を期することを目的として、平成20年4月1日付けで、契約規程を施行した。	ア B
イ 本協会の審議役や部長等で構成する「計画等自己評価委員会」において年度経営計画の自己評価を行うとともに、公認会計士等で構成する「外部評価委員会」から、自己評価に係る評価方法、評価内容等について、意見・助言を受けることとする。	イ 平成20年7月7日、「平成20年度第1回外部評価委員会」を開催し、その後の同月25日に同委員会の「平成19年度経営計画の評価に係る意見等について」の報告を踏まえ、「平成19年度経営計画の評価」を取りまとめ、同年8月1日、九州経済産業局及び鹿児島財務事務所に対し説明した後、ホームページ及び機関誌で公表した。 また、平成21年3月6日、上半期における平成20年度経営計画の自己評価を審議するため、「平成20年度第2回外部評価委員会」を開催した。	イ B
評価項目の自己評価		
<p>中期事業計画の基本方針のもとに、各部署が作成した経営計画に係る原案等を調整のうえ、平成20年度経営計画を策定し、主務省に対し報告するとともに、契約規程を施行するなど、企画調整機能の発揮に努め、充実が図られた。</p> <p>平成20年度は、2回の外部評価委員会を開催し、平成19年度経営計画及び上半期における平成20年度経営計画に係る自己評価について、外部評価委員会から、評価方法・評価内容等について、意見・助言を受けた。外部評価委員会から、意見等を受けた事項のうち、特定社債保証の推進、大口保証企業等の決算書每期徴求等について、改善策を策定し実施した。</p>		

(2) 金融機関との責任共有制度の適正な運用		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
平成19年10月から導入された金融機関との責任共有制度の適正な運用を図るため、負担金計算に係る保証債務残高、代位弁済額及び不動産担保回収に関する額について、正確な管理等に努める。	保証協会システムセンター が作成した負担金計算に係るデータについては、同センターから全国信用保証協会連合会に送付する前に必ず、本協会にて内容の精査を行い正確な管理に努めている。	B
評価項目の自己評価		
<p>委託先である保証協会システムセンター が作成した責任共有制度に関するデータについて、金融機関から照会のあった案件は、貸付実行報告が遅延したことにより責任共有データに反映されていないものがほとんどであり、金融機関へ送付されたデータそのものについての誤りは発生していない。</p> <p>平成21年度からは、総務部総務課を総括管理部署とし、同部署で負担額を含めた計数把握を行うこととする。</p>		

(3) 電算処理システムの適正かつ効率的な運用		達成度
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>ア 信用保証事務の多様化・複雑化や新たな政策保証制度に対応するため本年5月稼働予定の21協会による共同システムを導入し、適正かつ効率的な電算処理システムを構築するとともに、プログラムミス等による保証料率の違算等の発生を防止するため、再検証システムによる検証に努める。</p> <p>イ 電算処理システムの開発・運用・管理については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用を図るとともに、文書管理規程に基づく重要文書等の受理・処理の適正化関係部署間の連携強化、電算関係職員の資質向上等に努める。</p>	<p>ア 平成20年5月7日に、計画通り21協会が加盟する共同システムに移行した。 共同システムにおいては、リスク考慮型保証料や責任共有制度等に係るシステムも充実し、政策保証制度の新設・変更等に対しては、保証制度や保険制度の要件等を管理するデータを一定の形式で登録することによって、迅速に対応できる体制となった。 また、保証料の計算根拠や償還履歴、条件変更履歴等の検索、財務データの一元管理、折衝記録の管理などの電算適用業務が拡充され事務効率の向上が図られた。 保証料率等の違算等の発生防止のため、保証料の再検証を実施したが、共同システム移行後は、プログラムミス等による電算システム上のエラーは発生していない。</p> <p>イ 電算システムの開発・運用等は、電算業務取扱規程に基づき実施した。 平成20年度のシステム開発・変更の件数は、21件であった。 また、共同システムへの移行に伴い、電算業務取扱規程について所要の改正を行った。 電算システムに影響を及ぼす関係機関からの文書については、関係部署と連携を図り、適切に対処した。 電算課職員に対する研修は、共同システムのデータ構造やシステム機能等を中心に行った。</p>	<p>ア A</p> <p>イ B</p>
評価項目の自己評価		
<p>共同システムへの移行によって、電算適用業務が拡充し効率性、信頼性の向上が図られた。また、バックアップセンターを東京の本センターとは遠隔の福岡県に設けるなど安全性の面でも充実している。 共同システム移行後、これまでは、当システムに慣れることに主眼が置かれていたが、今後は、有効活用という観点から、電算課と関係部署が連携し、システム機能や運用状況等を監視していく必要がある。</p>		

(4) 個人情報の適正な管理		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>本協会は、平成17年4月、個人情報保護関係の諸規程等を施行し、個人情報保護の徹底に努め、平成19年12月、個人情報関係の規程等の見直しを行ったところであるが、これらの諸規程の周知徹底を図るとともに、個人情報の適正な管理に努める。</p>	<p>九州財務局等の検査の指摘等を踏まえ、個人データの取扱いに係る外部委託について、更に、的確かつ適正な処理を行うため、外部委託管理規程の一部改正（平成20年9月16日施行）を行った。 平成20年7月4日、顧問弁護士による「個人情報の取扱いについて」の全体研修を実施した。 文書管理規程の一部改正（平成20年8月25日施行）を行い個人データを含む文書の発送方法を、普通郵便から配達記録郵便（現在は特定記録郵便）又は直渡方式によることとした。</p>	<p>B</p>
評価項目の自己評価		
<p>九州財務局等の検査に係る指摘や郵便物の不到達による個人情報漏えい等事案の発生を受け、改善対策として、外部委託管理規程及び文書管理規程の一部改正を行うとともに、全体研修を実施するなどとしたことから、適正な個人情報保護管理体制の強化が図られた。</p>		

(5) コンプライアンス態勢の充実・強化		達成度
		B
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
ア 「コンプライアンス・プログラム」に基づき、各種研修や啓蒙活動を通じて役職員の倫理意識・公共意識の向上、業務上守るべき法令・諸規程の適正な運用に努める。	ア コンプライアンス・プログラムに基づき、顧問弁護士や役員等による全体研修を4回、各部課長等による個別研修を6回実施した	ア B
イ 事務ミス等の事例集をデータベース化し、情報の共有化を図り正確な業務運営に取り組む。	イ 平成18年6月からデータベースを構築し、職員への周知徹底を図っている。平成20年度末における登録件数は、次のとおりである。 ・苦情登録 49件（20年度中 21件） ・事務ミス登録 72件（20年度中 2件）	イ B
ウ コンプライアンス浸透のベースとなる定款、業務方法書、諸規程等の制定、改廃、運用等の適正化を図るため、法制的視点に基づくチェック機能を強化し、コンプライアンス態勢の充実を図る。	ウ 定款、業務方法書、諸規程等の制定・改廃については、平成19年4月から企画調整課において法制チェックを行うとともに、必要に応じて、顧問弁護士によるリーガルチェックを行っている。 顧問弁護士のリーガルチェックは次のとおりである。 (ア) 監事監査規程の一部改正 (イ) 業務方法書の附則について (ウ) 反社会的勢力との対応マニュアルの一部改正	ウ A
評価項目の自己評価		
<p>コンプライアンス・プログラムに基づき、全体研修及び個別研修を実施し、役職員の法令遵守の徹底に努めた。また、新たに苦情登録、事務ミス等の登録を行ったときは、電子メールで役職員に通知し、情報の共有化に努めた。さらに、定款、業務方法書、諸規程の制定・改廃については、企画調整課による法制的視点に基づくチェックを実施するとともに、必要に応じて、顧問弁護士によるリーガルチェックを行った。</p> <p>このようなことから、コンプライアンス態勢の充実・強化が図られた。</p>		

(6) 監査機能の充実・強化		達成度
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
協会業務の適正かつ効率的な運営を図るため、業務執行状況及び会計並びに財産の処理状況について、平成19年6月設置した常勤監事による監事監査と従来からの調査室による内部監査の実施により、監査機能の充実・強化を図る。	平成20年度の内部監査については、当初の監査計画に基づく全ての項目について、内部監査を実施し、併せて九州財務局等検査において、内部監査について指摘等のあったことなども踏まえ、平成20年7月9日に平成20年度内部監査計画を変更し、変更後の監査計画に基づく内部監査を実施した。	A
評価項目の自己評価		
<p>平成20年度においては、九州財務局等の検査もあったことから、監事の独立性の立場から、関係する規程の改正とリーガルチェックの必要性を指摘され、弁護士によるリーガルチェックを受け、関係規程を改正した。また、内部監査においても、内部監査態勢が十分でない項目については、平成20年度内部監査計画を改正し、計画どおり監査を実施した。</p> <p>平成21年度においては、検査指摘事項の全てについて、監査事項を追加し、監査機能の充実・強化を図るものである。</p>		

【 事業計画に係る評価】平成20年度経営計画における事業計画に対する実績について、次のとおり、自己評価を行った。

(単位：百万円，%)

項目	19年度実績 A	20年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	71,465	70,200	119,009	166.5	169.5	A	平成20年度上期はほぼ前年度並みの保証承諾であったが、10月末からスタートした緊急保証制度の取扱が12月以降急増した結果、前年度承諾額を475億円上回り、前年度比166.5%の実績となった。
(2) 保証債務残高	148,166	141,800	188,053	126.9	132.6	A	緊急保証制度の承諾額の増加に伴い、保証債務残高も計画額を大きく上回り、前年度末から約400億円の増加となった。
(3) 保証債務平均残高	149,051	145,000	157,965	106.0	108.9	B	緊急保証制度のスタートが平成20年10月末からのため、下期は保証債務残高が急増したが、上期はほぼ前年度並みの保証債務残高であったため、平均残高の伸びは計画比108.9%に留まった。
(4) 代位弁済	3,928	4,180	4,956	126.2	118.6	E	県内中小企業者の景況悪化等から、代位弁済は前年に続き高水準で推移したため、保証部との連携を密にし、期中管理の徹底強化に努めたが、計画額を776百万円上回る実績となった。
(5) 実際回収	1,358	1,060	1,108	81.6	104.5	C	求償権回収は、前年度比81.6%、計画比104.5%となった。定期回収は、前年度比113.3%と増加したが、不定期回収は、前年度比75.3%と下回った。手段別回収では、任意処分による回収が、前年度比60.2%、競売による回収が、前年度比69.1%といずれも下回り、本年度においては、不動産の処分が低調であった。
(6) 求償権残高	1,955	2,088	2,470	126.3	118.3	E	求償権回収は、計画より48百万円増加し、自己償却額も計画(334百万円)を99百万円上回ったものの、代位弁済が計画を776百万円上回る金額となったことから、求償権残高は前年度より大幅に増加した。

【 収支計画に係る評価】平成20年度経営計画における収支計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(1) 全体

(単位：百万円，%)

項目	19年度実績 A	20年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	2,304	2,117	2,596	112.7	122.6		<p>(2) 保証料 平成19年度からの責任共有制度導入にも拘らず、未経過保証料算出方法の変更、及び緊急保証制度に係る保証債務残高の増加の結果、平均保証料率が計画に比べ0.18ポイント増加し、保証料も計画比24.6%増となった。</p> <p>(3) 運用資産収入 有価証券運用額の増加及び利回りの増加により、計画比10.9%増となった。</p> <p>(7) 業務費 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比4.6%減となった。</p> <p>(26) 当期収支差額 保証料の増加や業務費の減少により、経常収支差額は計画比151.4%増となった。また、保証債務残高の増加や代位弁済の増加に伴い、責任準備金繰入、求償権償却及び求償権償却準備金繰入が増加し、経常外収支差額は計画比376百万円減となった。これにより、当期収支差額は、計画比174.0%増となった。</p>
(2) 保証料	1,979	1,799	2,242	113.3	124.6		
(3) 運用資産収入	276	275	305	110.5	110.9		
(4) 責任共有負担金	0	0	0				
(5) その他	49	43	49	100.0	114.0		
(6) 経常支出	1,686	1,761	1,701	100.9	96.6		
(7) 業務費	696	778	742	106.6	95.4		
(8) 借入金利息	6	3	3	50.0	100.0		
(9) 信用保険料	904	931	926	102.4	99.5		
(10) 雑支出	80	49	31	38.8	63.3		
(11) 経常収支差額	618	356	895	144.8	251.4	A	
(12) 経常外収入	4,497	4,965	5,421	120.5	109.2		
(13) 償却求償権回収	73	87	80	109.6	92.0		
(14) 責任準備金戻入	917	909	905	98.7	99.6		
(15) 求償権償却準備金戻入	697	842	842	120.8	100.0		
(16) 求償権補填金戻入	2,810	3,127	3,593	127.9	114.9		
(17) その他	0	0	0				
(18) 経常外支出	4,791	5,308	6,139	128.1	115.7		
(19) 求償権償却	3,039	3,461	4,027	132.5	116.4		
(20) 責任準備金繰入	905	876	1,150	127.1	131.3		
(21) 求償権償却準備金繰入	842	959	953	113.2	99.4		
(22) その他	5	12	9	180.0	75.0		
(23) 経常外収支差額	294	343	719	244.6	209.6		
(24) 金融安定化特別基金取崩額	29	60	20	69.0	33.3		
(25) 制度改革促進基金取崩額	0	0	3				
(26) 当期収支差額	353	73	200	56.7	274.0	A	
(27) 収支差額変動準備金繰入額	176	36	99	56.3	275.0		
(28) 収支差額変動準備金取崩額	0	0	0				
(29) 基金準備金繰入額	177	37	101	57.1	273.0		
(30) 基金準備金取崩額	0	0	0				
(31) 金融安定化特別基金繰入額	0	0	0				
(32) 基金取崩額	0	0	0				

(2) 特別会計

(単位：百万円，%)

項目	19年度実績 A	20年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	28	15	22	78.6	146.7		(20) 当期収支差額 金融安定化特別会計に係る保証債務残高及び代位弁済の減少に伴い、業務費、求償権償却及び求償権償却準備金繰入の減少により、計画に比べ40百万円増となった。
(2) 保証料	20	10	15	75.0	150.0		
(3) 預け金利息	4	2	4				
(4) 雑収入	2	1	2				
(5) その他	2	2	1	50.0	50.0		
(6) 経常支出	60	44	35	58.3	79.5		
(7) 業務費	44	41	31	70.5	75.6		
(8) 信用保険料	15	3	4	26.7	133.3		
(9) 経常収支差額	32	29	13	40.6	44.8		
(10) 経常外収入	333	208	148	44.4	71.2		
(11) 償却求償権回収	12	6	9	75.0	150.0		
(12) 責任準備金戻入	14	9	10	71.4	111.1		
(13) 求償権償却準備金戻入	92	75	70	76.1	93.3		
(14) 求償権補填金戻入	214	118	58	27.1	49.2		
(15) 経常外支出	329	239	155	47.1	64.9		
(16) 求償権償却	249	156	82	32.9	52.6		
(17) 責任準備金繰入	10	5	6	60.0	120.0		
(18) 求償権償却準備金繰入	70	78	66	94.3	84.6		
(19) 経常外収支差額	4	31	7	175.0	22.6		
(20) 当期収支差額	28	60	20	71.4	33.3		
(21) 金融安定化特別基金繰入額	0	0	0				
(22) 金融安定化特別基金取崩額	28	60	20	71.4	33.3		
(23) 金融安定化特別会計収支差額累計額	660	717	681	103.2	95.0		

【財務計画に係る評価】平成20年度経営計画における財務計画に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：百万円，%)

項目	19年度実績 A	20年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	実績の自己評価	
		計画 B	実績 C				
金融機関等 貸付金・ 貸付金						(6) 基金準備金繰入 当期収支差額が計画を上回る200百万円となったことから、基本財産の強化が図られた。 (14) 制度改革促進基金 保険収支の状況、ABL保証・特定社債などの政策保証の状況、再生支援・再挑戦保証の状況などを踏まえ、配分されたが、前年度108百万円を下回る73百万円となった。 また、取り崩しの対象である保証制度の代位弁済が発生し、自己償却を行ったことから、3百万円の取り崩しが発生した。	
(1) 県	0	0	0				
(2) 市 町 村	0	0	0				
(3) 金融機関等	0	0	0				
(4) 合 計	0	0	0				
(5) 基金取崩	0	0	0				
(6) 基金準備金繰入	177	37	101	57.1	273.0		
(7) 基金準備金取崩	0	0	0				
(8) 金融安定化特別基金繰入	0	0	0				
(9) 金融安定化特別基金取崩	29	60	20	69.0	33.3		
期 末 基 本 財 産	(10) 基 金	5,788	5,788	5,788	100.0		100.0
	(11) 基金準備金	6,384	6,311	6,485	101.6		102.8
	(12) 金融安定化特別基金	1,508	1,451	1,487	98.6		102.5
	(13) 合 計	13,680	13,550	13,761	100.6		101.6
(14) 制度改革促進基金造成	108		73	67.6			
(15) 制度改革促進基金取崩	0		3				
(16) 制度改革促進基金期末残高	263	262	332	126.2	126.7		
(17) 収支差額変動準備金繰入	176	36	99	56.3	275.0		
(18) 収支差額変動準備金取崩	0	0	0				
(19) 収支差額変動準備金期末残高	3,795	3,757	3,894	102.6	103.6		
(20) 国からの財政援助	0		0				
(21) 基金補助金	0		0				
(22) 地方公共団体からの財政援助	416	422	406	97.6	96.2		
(23) 保証料補給(「保証料」計上分)	232	223	215	92.7	96.4		
(24) 保証料補給(「事務補助金」計上分)	0	0	0				
(25) 損失補償補填金	184	199	191	103.8	96.0		
(26) 事務補助金(保証料補給分を除く)	0	0	0				
(27) 借入金運用益	0	0	0				
(28) 責任共有負担金	0	0	0				

【 経営諸比率に係る評価 】 平成 20 年度経営計画における経営諸比率に対する実績のうち、主なものについて、次のとおり自己評価を行った。

(単位：%，ポイント)

項目	19 年度実績 A	20 年度		対前年度 実績増減 C - A	計画比 C - B	実績の評価
		計画 B	実績 C			
(1) 保証平均料率	1.33	1.24	1.42	0.09	0.18	(1) 保証平均料率 平成 19 年度からの責任共有制度導入にも拘らず、未経過保証料算出方法の変更等の結果、計画比 0.18 ポイント増となった。 (3) 経費率 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比 0.07 ポイント減となった。 (12) 代位弁済率 平成 15 年度から 18 年度までは 1% 台であったが、景況の悪化により、計画比 0.26 ポイント増の 3% 台となった。
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.19	0.19	0.19	0.00	0.00	
(3) 経費率	0.52	0.56	0.49	0.03	0.07	
(4) (人件費率)	0.34	0.36	0.34	0.00	0.02	
(5) (物件費率)	0.18	0.20	0.15	0.03	0.05	
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.61	0.64	0.59	0.02	0.05	
(7) 支払準備資産保有率	14.79	19.33	12.23	2.56	7.10	
(8) 固定比率	0.02	0.02	0.02	0.00	0.00	
(9) 基金の基本財産に占める割合	42.31	42.72	42.06	0.25	0.66	
(10) 求償権による基本財産固定率	8.13	8.33	11.02	2.89	2.69	
	1,955	2,088	2,470			
(11) 基本財産実際倍率	10.83	10.46	13.67	2.84	3.21	
(12) 代位弁済率	2.64	2.88	3.14	0.50	0.26	
(13) 回収率	11.40	9.42	5.99	5.41	3.43	

- 注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。
 2 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。
 3 算式
- (1) 保証平均料率..... 保証料収入 / 保証債務平均残高
 - (2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合..... 運用資産収入 / 保証債務平均残高
 - (3) 経費率..... 経費【業務費 + 雑支出】 / 保証債務平均残高
 - (4) 人件費率..... 人件費 / 保証債務平均残高
 - (5) 物件費率..... 物件費【経費 - 人件費】 / 保証債務平均残高
 - (6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合..... 信用保険料 / 保証債務平均残高
 - (7) 支払準備資産保有率..... (流動資産 - 借入金) / 保証債務残高
 - (8) 固定比率..... 事業用不動産 / 基本財産
 - (9) 基金の基本財産に占める割合..... 基金 / 基本財産
 - (10) 求償権による基本財産固定率..... (求償権残高 - 求償権償却準備金) / 基本財産
 - (11) 基本財産実際倍率..... 保証債務残高 / 基本財産
 - (12) 代位弁済率..... 代位弁済額(元利計) / 保証債務平均残高
 - (13) 回収率..... 回収(元本) / (期首求償権 + 期中代位弁済(元利計))

【 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言】

平成20年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成21年7月1日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月28日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「平成20年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

平成20年度経営計画の自己評価に係る意見等について

平成20年度の事業は、国の経済対策の一環として創設された緊急保証制度の取扱いが12月以降急増した結果、保証承諾は前年度を475億円上回る1190億円となり、計画に対しても69.5%増の大幅な伸びとなった。保証承諾の増加に伴い、保証債務残高も1880億円と計画を大きく上回り(32.6%増)、前年度末から約400億円の増加となった。

当協会としては、世界同時不況のなかで資金繰りが悪化する中小企業に対し、緊急保証制度やセーフティネット保証の指定業種の拡大などについて適宜広報を行い、中小企業者の資金ニーズに適時かつ迅速に対応するよう、役職員一丸となって当該保証の積極的な対応に努めてきたところである。

県内中小企業の景況が悪化するのにつれて、代位弁済は前年に続き高水準で推移することとなった。このため、保証部との連携を密にし、期中管理の徹底強化に努めたが、代位弁済は50億円と計画を776百万円(18.6%)上回る結果となった。

求償権回収は、計画を4.5%上回る11億円となったが、前年度に比べて不定期回収が減少し、また手段別では任意処分による回収及び競売による回収が低調であった。求償権回収は計画を48百万円上回ったものの、代位弁済も計画を776百万円上回ったことから、求償権残高は計画比18.3%増(前年度実績比26.3%増)の25億円となった。

中小企業がおかれた厳しい経営環境のもとで、信用保証協会としては保証承諾の促進とともに、代位弁済の抑制や求償権の回収促進が大きな課題となっている。

以下に示す外部評価委員会の意見等を参考にして、引き続き経営計画に示された重点課題を着実に実行し、今後とも中小企業金融のセーフティネットとして、地域経済の安定的な発展に貢献されることを期待する。

1 自己評価結果の表示方法について

評価項目数が多く、業務内容も多岐にわたるため、現状では自己評価結果の全体像がつかみにくい。評価結果のサマリーを作成し添付してもらえると、外部評価委員としては評価しやすくなる。

2 自己評価における質的評価の取扱いについて

自己評価の中心は計画の達成度にあるが、達成度の評価だけでは各業務の協会経営への寄与度、貢献度といったことが分かりづらい。定性要因については「評価項目の自己評価」に加味しているということであるが、業務の重要度や戦略性など質的評価についても明示することが望まれる。

3 計画と実績との差異について

計画より支出の実績が少なかったとすると、収支に対し良い影響を与える「好ましい差異」が生じる。この「好ましい差異」は、計画に甘さがあって実績が良い数字となったのか、経営努力で支出を減少させたのが重要なポイントとなる。

計画と実績の差異については、差異の分析を通して原因を把握し、計画や実績の評価をしていくことが重要である。

(参考)

外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学法文学部教授
委員	田畑 恒春	公認会計士
委員	野田 健太郎	弁護士

第1次中期事業計画 (平成18年度～平成20年度)の評価

はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成18年4月に「第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、毎年度策定する年度経営計画の基本方針とするなどし、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画について本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」(「別紙1」参照)の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、平成21年6月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」(「別紙2」参照)において協議・検討を重ね、「第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)の評価(案)」を作成しました。

この「第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)の評価(案)」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)の評価(案)」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成21年7月31日
鹿児島県信用保証協会
会長 飯屋基美

【基本方針】

第1次中期事業計画(平成18年度～平成20年度)においては、基本方針について、次のとおり、業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、平成19年度からの原油・原材料価格の高騰や平成20年度に発生した世界同時不況などの影響により、当初の見込みより厳しい状況での推移となったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

(1) 業務環境

1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、主要ホテル・旅館の宿泊客数は減少しているものの、乗用車販売、百貨店・スーパーの販売額は持ち直しつつあるなど、個人消費は、全体として底固く推移している。

建設関連では、公共工事の低迷が続いており、新設住宅着工も分譲マンションの減少で一服感がうかがえるなど、全体としては低調となっている。

生産活動においては、焼酎製造など食料品工業が堅調に推移し、電子部品関連でも下げ止まりの気配がみえているほか、設備投資については製造業が増加傾向にあるなど、全体としては緩やかながらも持ち直しの方向にある。

また、労働需給は、厳しさが残るものの、総じて底固く推移している。

このように、県内経済は、全体としては、足踏み状態ながらも、緩やかに回復に向けた基調を維持している。

計画期間内における県内の経済動向については、焼酎製造などの増勢テンポの鈍化傾向、公共事業の減少傾向の持続、金利や原油価格の動向など不透明な要因もあるが、九州新幹線の全面開通に向けた県内経済界の取り組みや新種子島空港の開港などに伴う観光振興対策の積極的な推進なども期待されることから県内経済は緩やかな回復基調を持続するものと見込まれる。

2) 中小企業を取り巻く環境

鹿児島県内中小企業の景況は、全体としては回復基調にあるが、業種間にばらつきがあるほか、原油や素材価格の高騰、公共投資の減少等により先行きが懸念されるなど、中小企業を取り巻く経営環境は依然として楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面からみると、製造業を中心に設備機械等の更新や生産・販売能力増強のための設備投資が増えつつあるが、金融機関の中小企業向け貸出残高は伸び悩み、一般的に資金需要は低調である。

今後の中小企業を取り巻く環境は、設備投資が増加傾向にあるものの、依然として、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

(2) 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く厳しい環境の中にあって、低金利下での保証料率の割高感や金融機関のプロパー融資の増加等により、保証承諾額は、減少傾向にある。

今後は景気の回復基調の持続、国の政策金融の間接融資や信用保証等へのシフト、日銀の金融の量的緩和政策の解除に伴う金利の動向等により、経済金融環境は変化してくる可能性はあるが、本協会を巡る環境は、引き続き、厳しい状況が持続するものと見込まれる。

このような中、昨年6月決定された中小企業政策審議会基本政策部会の「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」に沿って、リスク考慮型保証料率体系、金融機関との適切な責任共有制度の導入、保証協会による経営・再生支援の強化など、信用補完制度の抜本的な改革が具体化されるが、これらの改革は、保証協会の事業運営等に影響を及ぼすのみならず、中小企業者や金融機関の信用保証制度への対応、保証協会のあり方や存在意義そのものに大きな変革をもたらすものである。

これら本協会を巡る厳しい環境や信用補完制度の改革等に適切に対応して、中小企業者の円滑な資金調達、ひいては自立的かつ安定的な発展に貢献できる『中小企業者のための、開かれた協会』を目指して、平成18年度から20年度までの3か年間における基本方針として、以下に掲げる事項の実現に向けて全力で取り組むこととする。

【 第 1 次中期事業計画の各評価項目に係る自己評価 】

本協会の適切な業務運営の確保を目的として、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年における基本方針として掲げた取組方針の各項目の実施状況について、次のとおり自己評価を行った。

なお、自己評価の基準となる達成度については、別紙 3 に記載のとおり、A・B・C・D・E の 5 段階とし、A～高い、B～やや高い、C～普通、D～やや低い、E～低いとした。(以下、 について、同じ)

1 経営支援・再生支援体制の整備，強化 (経営再生支援室等の設置)		達成度																																																																															
取組方針		A																																																																															
取組方針の項目	実施状況	達成度																																																																															
「経営再生支援室」，「経営再生支援対策会議」及び「再生支援審査会(仮称)」を設置する。	<p>ア 「経営再生支援室」を平成 18 年 4 月 1 日設置</p> <p>イ 「経営再生支援対策会議」を平成 18 年 4 月 1 日設置</p> <p>ウ 「再生支援審査会」を平成 18 年 6 月 29 日設置</p> <p>エ 「創業再挑戦審査会」を平成 19 年 10 月 11 日設置</p> <p>経営支援対策会議 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">18 年度</th> <th colspan="2">19 年度</th> <th colspan="2">20 年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規保証</td> <td>12</td> <td>198</td> <td>18</td> <td>373</td> <td>24</td> <td>620</td> <td>54</td> <td>1,191</td> </tr> <tr> <td>条件変更</td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td>492</td> <td>13</td> <td>634</td> <td>27</td> <td>1,126</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12</td> <td>198</td> <td>32</td> <td>865</td> <td>37</td> <td>1,254</td> <td>81</td> <td>2,317</td> </tr> </tbody> </table> <p>再生支援審査会等 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">18 年度</th> <th colspan="2">19 年度</th> <th colspan="2">20 年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生支援審査会</td> <td>1</td> <td>55</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>創業再挑戦支援審査会</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		18 年度		19 年度		20 年度		合計		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	新規保証	12	198	18	373	24	620	54	1,191	条件変更			14	492	13	634	27	1,126	合計	12	198	32	865	37	1,254	81	2,317		18 年度		19 年度		20 年度		合計		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	再生支援審査会	1	55	0	0	0	0	1	55	創業再挑戦支援審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	A
	18 年度		19 年度		20 年度		合計																																																																										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																									
新規保証	12	198	18	373	24	620	54	1,191																																																																									
条件変更			14	492	13	634	27	1,126																																																																									
合計	12	198	32	865	37	1,254	81	2,317																																																																									
	18 年度		19 年度		20 年度		合計																																																																										
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																									
再生支援審査会	1	55	0	0	0	0	1	55																																																																									
創業再挑戦支援審査会	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																									
評価項目の自己評価																																																																																	
平成 18 年 4 月 1 日「経営再生支援室」を設置するとともに、本協会の関係部課長等で構成される「経営再生支援対策会議」を設置し、経営再生支援体制の整備を行った。また、平成 18 年 6 月 29 日求償権消滅保証について、事業再生計画等の妥当性を審査することを目的とした、外部審査委員で構成される「再生支援審査会」を設置した。																																																																																	

2 経営支援・再生支援体制の整備，強化 (関係規程やマニュアル等の整備)		達成度
取組方針		A
取組方針の項目	実施状況	達成度
経営・再生支援に関する情報収集・分析や他県事例等の調査研究を行う。 関係規程の制定・改正や具体的な支援対策要領，マニュアル等を整備する。	<p>ア 「経営再生支援対策会議運営規程」を平成 18 年 4 月 1 日制定</p> <p>イ 「経営再生支援業務取扱要領」及び「経営再生支援マニュアル」を平成 18 年 7 月 1 日制定</p> <p>ウ 再生支援に係る他県協会視察として、島根県，群馬県，東京を平成 18 年 6 月 6 日から 6 月 8 日に実施</p> <p>エ 全国信用保証協会連合会主催の「中小企業再生支援講座」，日本政策金融公庫主催の「再生支援実務研修会」等に参加</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>「経営再生支援対策会議運営規程」を平成 18 年 4 月 1 日制定し、具体的な支援方針に関する「経営再生支援業務取扱要領」，「経営再生支援マニュアル」を平成 18 年 7 月 1 日制定した。</p> <p>また、経営・再生支援に関する情報収集、事例等の研究のため、「再生支援に係る他県協会視察」(島根県，群馬県，東京 平成 18 年 6 月 6 日～6 月 8 日)を実施するとともに、全国信用保証協会連合会主催の「中小企業再生支援講座」(平成 18 年 7 月及び平成 21 年 1 月)，日本政策金融公庫主催の「再生支援実務研修会」等に参加した。</p> <p>これら経営・再生支援に関する規程等の制定やマニュアルの整備を行ったことで、支援業務の平準化・効率化が図られた。</p>		

3 経営支援・再生支援体制の整備，強化 (MSS, CSSの導入)		達成度
		A
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
経営診断システム(MSS)(注1)や中小企業再生サポートシステム(CSS)(注2)を新たに導入する。	ア MSSについては，平成18年3月31日導入。 イ CSSについては，平成18年5月10日導入。	A
評価項目の自己評価		
上記のとおり，MSS, CSSともに導入済。		

注1) MSSとは，「中小企業経営診断システム」のことである。

CRDスコアを活用し，既存財務データにおける企業の財務バランスチェック，業種内における水準やデフォルト状況を示し，経営相談，経営支援に使用するソフトである。

注2) CSSとは，「中小企業サポートシステム」のことである。

CRDスコアを活用し，既存財務データを基に，現状の財務分析，課題の検証，将来におけるPLやBSのシミュレーションを行う。さらに，将来キャッシュフローの算定等を行い，再生計画策定や再生計画の実行可能性の検証が可能である。

4 経営支援・再生支援体制の整備，強化 (求償権放棄等による企業再生の積極的支援)		達成度
		C
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
事故報告のあった企業や事故が予見される企業について，求償権の放棄や求償権消滅の新規保証等により再生を積極的に支援する。	ア 事故報告のあった企業については，早期実態把握に努め，条件変更等を実施した。条件変更については，平成18年7月以降，196件，2,278百万円の実績であった。 イ 再生支援部門における求償権消滅保証については平成18年度に1件，55百万円を保証承諾した。 平成18年度から平成20年度において，13企業を再生計画の作成支援対象として選定したが，資格要件や決算書の徴求不能から，再生計画の作成に至らなかった。 ウ 再生支援部門における求償権放棄については，平成18年7月以降，2企業の相談があったが，再生支援協議会の再生計画等の資格要件に該当せず，実績はなかった。	C
評価項目の自己評価		
事故報告先等に対する条件変更については，早期実態把握に努めた結果，平成19年度以降，件数・金額とも前年度を上回る実績で推移している。 再生支援部門における求償権消滅保証については，管理部との連携により，候補先の選定・調査を行ったが，資格要件等の条件不備により，再生計画の作成に至らず，1件55百万円を保証承諾の実績となっている。 また，求償権放棄についても，再生支援協議会の再建計画策定等の資格要件に該当せず，実績はなかった。		

5 経営支援・再生支援体制の整備，強化 (ベンチャー関連保証企業等の実態把握)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
ベンチャー関連保証，創業関連保証及び大口保証企業等（注1）については，保証後決算書を徴求し，経営状況や計画の進行状況等の実態把握に努め，必要に応じ追加保証等の支援を行う。	保証債務残高1億円以上の企業については，決算書を徴求し実態把握に努めていたが，十分なフォローアップができていなかった。 平成20年4月1日付で「大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領」を制定した。要領で定める該当企業については，経営計画の達成状況等を把握するとともに，決算内容をCRD（注2）に入力し，保証部において今後の対応を決定した。また，必要に応じ，経営再生支援室と連携をとりながら企業の経営支援を行った。	B
評価項目の自己評価		
「大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領」を制定したことにより，管理運営が改善した。経営支援については，平成20年度より積極的に支援を開始し，審議役を中心として25企業，延べ40回企業を訪問し，経営上の課題解決に関し相談を受けるとともに，企業の早期実態把握に努め，追加保証や条件変更等による資金繰り改善指導を実施した。		

注1) 大口保証企業とは，保証債務残高が1億円以上の企業のことである。

注2) CRDとは，Credit Risk Databaseの略称で，「中小企業信用リスク情報データベース」のことである。

CRDは，経済産業省・中小企業庁のリーダーシップにより，中小企業に対する金融を円滑にすることを目的として構築され，中小企業の経営関連データを集積し，情報分析・処理サービスを行っている。

CRD事業は，信用保証協会，政府系金融機関，民間金融機関等を会員とし，平成13年3月28日，任意団体として設立され，平成17年4月に法人格を取得し，有限責任中間法人CRD協会となり，その後，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い，平成21年6月名称が一般社団法人CRD協会に変更された。

6 経営支援・再生支援体制の整備，強化 (県中小企業再生支援協議会との連携)		達成度				
		B				
取組方針						
取組方針の項目	実施状況	達成度				
県中小企業再生支援協議会との緊密な連携による，経営・再生支援対策を講ずる。	ア 平成18年7月以降の実績 (ア)新規先への保証承諾 26件 441百万円 (イ)フォローアップ先への保証承諾 25件 641百万円 (ウ)条件変更 74件 1,586百万円 イ 平成18年7月以降の会議出席 (ア)経営改善会議出席 12回 (イ)債権者説明会出席 5回	B				
評価項目の自己評価						
県中小企業再生支援協議会との連携による再生支援については，平成20年度に入り全国緊急保証の影響からフォローアップ先に対する保証承諾が増加した。また，条件変更についても，件数，金額ともに増加した。						
再生支援協議会との連携		(単位:百万円)				
	18年度	19年度	20年度			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証承諾	19	378	17	313	15	391
(新規)	6	71	15	275	5	95
(フォロー)	13	307	2	38	10	296
条件変更	20	606	26	345	28	635

7 経営支援・再生支援体制の整備，強化 (効果的な経営・再生支援対策)		達成度					
		B					
取組方針							
取組方針の項目	実施状況		達成度				
金融機関や商工団体等との連携のもとに効果的な経営・再生支援対策を講ずる。	ア 平成18年7月以降の実績 (7) 保証承諾 16件 351百万円 (1) 条件変更 14件 273百万円 イ 会議出席 (7) 県中小企業経営革新支援協議会会議出席 3回 (1) 地域力連携拠点会議出席 2回		B				
評価項目の自己評価							
金融機関や商工団体等との連携による支援活動については，保証承諾は件数金額とも，前年度比で増加傾向にある。また，条件変更については，金額は大幅に増加した。 今後，定期的な関係団体への訪問等を行い，連携の強化を図りたい。							
(単位：百万円)							
		18年度		19年度		20年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証承諾	商工団体	1	15	0	0	1	45
	金融機関	1	40	3	40	10	211
	合計	2	55	3	40	11	256
条件変更	商工団体	0	0	3	41	0	0
	金融機関	0	0	5	58	6	174
	合計	0	0	8	99	6	174

8 経営支援・再生支援体制の整備，強化 (MSS，CSSの効果的活用)		達成度	
		B	
取組方針			
取組方針の項目	実施状況		達成度
経営再生診断システム(MSS)や中小企業再生サポートシステム(CSS)を効果的に活用する。	平成18年7月以降の実績 ア MSSの活用企業数 25企業 イ CSSの活用企業数 37企業		B
評価項目の自己評価			
平成20年度より経営支援部門の強化を図るため，企業の実地訪問を行っている。企業訪問に際し，MSSによる財務分析データを利用し，訪問企業の収益構造や財務体質等の説明に有効に活用している。 CSSについては，事業計画策定や，県再生支援協議会が策定支援を行った事業計画の検証に利用している。 CSSは，詳細な将来シミュレーションが可能であり，有効に活用している。			

9 保証制度の多様化・柔軟化への対応 (保証制度の中小企業者等への周知・徹底)		達成度																
		C																
取組方針																		
取組方針の項目	実施状況	達成度																
当座貸越根保証や事業者カードローン根保証の担保や保証人等の要件が緩和されたことや、特定社債の適債要件が拡充されたことについて、中小企業者や金融機関等への周知徹底に努める。	<p>当座貸越根保証と事業者カードローン根保証の要件緩和については、平成18年4月からの取扱開始に先立ち、同年3月に金融機関及び商工団体に対して説明会を開催した。</p> <p>また、その後は、特定社債の適債要件の拡充を含め、ホームページや保証月報に広報記事を掲載するとともに、金融機関や商工団体を訪問し広報に努めた。また、金融機関研修においても説明を行い、中小企業者に対しては制度案内の文書を発送するとともに、Eメールによる情報発信を行った。</p> <p>承諾額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>当貸</th> <th>カード</th> <th>特定社債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>10,492</td> <td>3,123</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>7,652</td> <td>2,188</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>6,728</td> <td>2,092</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>		当貸	カード	特定社債	18年度	10,492	3,123	90	19年度	7,652	2,188	125	20年度	6,728	2,092	240	C
	当貸	カード	特定社債															
18年度	10,492	3,123	90															
19年度	7,652	2,188	125															
20年度	6,728	2,092	240															
評価項目の自己評価																		
<p>説明会の開催や金融機関等訪問及び中小企業者への案内文書送付など、機会をとらえ広報に努めたが、当座貸越根保証と事業者カードローン根保証については、金融機関が優良取引先をプロパー融資へシフトしていることなどから、徐々に取扱件数が減少している。また、社債については、保証対象が、財務内容が良好で一定規模以上の中小企業者に限定されることなどから、取扱件数が低迷している。</p> <p>今後は、資格要件に該当する中小企業者への広報や、ホームページによる広報などを工夫し、利用促進に努めることとする。</p>																		

10 保証制度の多様化・柔軟化への対応 (売掛債権担保融資保証の積極的な推進)		達成度								
		C								
取組方針										
取組方針の項目	実施状況	達成度								
<p>売掛債権担保融資保証の積極的な推進を図る。</p> <p>ア 金融機関に対する協力要請を行う。</p> <p>イ 売掛債権担保融資保証については、第三債務者(売掛先)に対する協力要請や、売掛債権の多い企業のリストアップ等により利用促進を図る。</p>	<p>ア 金融機関の本部や支店を訪問し協力要請を行うとともに、金融機関担当者への説明会を開催した。また、保証月報による広報も行った。</p> <p>イ 企業の財務データを活用してリストアップした企業や、窓口相談及び新規面談した企業に対して制度の説明を行うとともに、中小企業者へ制度案内の文書を送付し、利用促進を図った。</p> <p>承諾額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売掛債権担保融資保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>1,191</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>829</td> </tr> </tbody> </table>		売掛債権担保融資保証	18年度	790	19年度	1,191	20年度	829	<p>B</p> <p>C</p>
	売掛債権担保融資保証									
18年度	790									
19年度	1,191									
20年度	829									
評価項目の自己評価										
<p>金融機関本部を毎月訪問し、また支店は、毎年年度初めに訪問することにより、協力要請を継続して行った。今後も訪問を継続し、実績等を提示しながら要請を行うとともに、説明会等を利用し推進を図る。</p> <p>面談した企業に対するの働きかけや、案内文書の送付などを行ったが、第三債務者への通知等による風評被害の懸念や、事務手続きの煩雑さなどから、年々取扱件数は減少しているため、金融機関及び中小企業者への広報に努め利用促進を図る。</p> <p>なお、「売掛債権担保融資保証制度」は平成19年8月1日付けで、「流動資産担保融資保証制度」として拡充された。</p>										

11 政策保証の推進 (セーフティネット保証の利用促進)		達成度								
		B								
取組方針										
取組方針の項目	実施状況	達成度								
<p>ア 指定された不況業種の中小企業者をリストアップするとともに、未利用の中小企業者に対して、郵送等による情報提供を行う。</p> <p>イ 金融機関、商工団体等に対して、各種説明会や訪問等により認定要件の周知や利用促進の要請等を行う。</p>	<p>ア 不況業種の中小企業者をリストアップするとともに、金融機関からの事前相談や申込案件について、セーフティネット保証の利用を促した。また、面談した中小企業者が不況業種に該当する場合は、セーフティネット保証の内容を説明し、保証利用のない中小企業者に対し、制度案内のパンフレットを送付した。</p> <p>イ 年数回行われる金融機関、商工団体に対する各種説明会の際には、セーフティネット保証に係る説明資料を作成し、時間をかけて説明を行った。また、保証月報による広報も頻繁に行い、認定要件等の周知に努めた。</p> <p>セーフティネット保証承諾額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>3,062</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>3,690</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>62,674</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金額	18年度	3,062	19年度	3,690	20年度	62,674	<p>B</p> <p>B</p>
年度	金額									
18年度	3,062									
19年度	3,690									
20年度	62,674									
評価項目の自己評価										
<p>不況業種に該当する中小企業者に対しては、金融機関を通じて、または面談を行った際に、積極的に制度利用を促した。また、不況業種認定拡大の広報については、ホームページを通じ適時迅速に行った。</p> <p>金融機関、商工団体への各種説明会に加え、認定権者である地方公共団体の担当者会議に参加し、セーフティネット保証の説明を行った。また、中小企業者を対象とした説明会でも広報を行うとともに、個別相談に応じ、利用拡大に努めた。</p> <p>なお、平成20年度は、緊急保証制度の創設により対象業種が拡大され、保証承諾は大きく伸びた。</p>										

12 政策保証の推進 (ベンチャー関連保証及び創業関連保証の利用促進)		達成度												
		C												
取組方針														
取組方針の項目	実施状況	達成度												
<p>ア 実地調査や経営者との面談を通して、事業の将来性や経営手腕等を的確に判断するとともに、事業計画に対する助言を行う等、きめ細やかに対応する。</p> <p>イ (財)かごしま産業支援センターとの情報交換や本協会と当該センターとのタイアップした支援などにより、ベンチャー関連保証や創業関連保証の利用促進を図る。</p>	<p>ア 新規開業者や協会の利用が初めての中小企業者との面談や実地調査を行い、また、保証後のフォローアップ企業を訪問し、事業内容の把握に努めるとともに、事業計画に対する助言や財務分析結果を説明するなどの経営支援を行った。</p> <p>イ 産業支援センターが主催する会議へ毎年参加し、情報交換を行った。また、産業支援センターが中小企業向けに行う新聞広告スペースを活用し、各種保証制度の広報を連携して行った。</p>	<p>B</p> <p>C</p>												
評価項目の自己評価														
<p>実地調査や面談を行うことにより、書類上ではわからない経営者の考え方や事業内容などを詳細に確認でき、事業計画に沿った金融支援、助言等が行えた。(面談件数 18年度 169企業、19年度 181企業、20年度 102企業)</p> <p>産業支援センターが主催する会議に出席し、経営再生支援の役割等を説明し、出席団体との連携を図ることができた。また、新聞広告については、その後の問い合わせもあり効果が高いと考える。</p> <p>保証承諾額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ベンチャー</th> <th>創業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>699</td> <td>745</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>508</td> <td>907</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>348</td> <td>561</td> </tr> </tbody> </table>				ベンチャー	創業	18年度	699	745	19年度	508	907	20年度	348	561
	ベンチャー	創業												
18年度	699	745												
19年度	508	907												
20年度	348	561												

13 利便性の向上に向けた取組 (ホームページの拡充による利便性の向上)		達成度																		
		A																		
取組方針																				
取組方針の項目	実施状況	達成度																		
全面的に拡充されたホームページにより、中小企業者に保証要件や各種保証制度の詳細な内容等、必要な情報を適時・的確に提供するとともに、中小企業者からの相談や意見、要望等を受け付けるコーナーを設けるなど利便性の向上を図る。	<p>平成18年4月にホームページを全面的に拡充し、保証要件や各種保証制度の内容等、必要な情報の適時的確な提供に努めるとともに、ホームページアドレスを機関誌やリーフレット等に掲載し、ホームページの活用を図った。</p> <p>また、ホームページ内に中小企業者等からの相談や意見、要望等を受け付ける相談・照会のコーナーを設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス件数 <table border="0"> <tr><td>18年度</td><td>8,574件</td><td>(1日平均</td><td>23件)</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>10,100件</td><td>("</td><td>27件)</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>15,884件</td><td>("</td><td>47件)</td></tr> </table> ・ホームページ相談件数 <table border="0"> <tr><td>18年度</td><td>17件</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>21件</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>35件</td></tr> </table> 	18年度	8,574件	(1日平均	23件)	19年度	10,100件	("	27件)	20年度	15,884件	("	47件)	18年度	17件	19年度	21件	20年度	35件	A
18年度	8,574件	(1日平均	23件)																	
19年度	10,100件	("	27件)																	
20年度	15,884件	("	47件)																	
18年度	17件																			
19年度	21件																			
20年度	35件																			
評価項目の自己評価																				
平成18年4月にホームページを全面的に拡充し、保証制度の内容等、必要な情報の適時的確な提供に努めるとともに、中小企業者からの相談等を受け付けるコーナーを設置し、利便性が向上した。特に、平成20年10月の緊急保証のスタート以降、ホームページのアクセス件数及び相談件数の伸びが大きく、保証制度内容の周知等に大きな役割を果たした。																				

14 利便性の向上に向けた取組 (パンフレットの作成・配布による利便性の向上)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
新たに中小企業者のみを対象として、保証利用のメリットや主な保証制度の内容、申込手続き等をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、中小企業関係の各種会議での活用や中小企業団体・県・市町村の窓口等を通じ配布する。	「保証制度の見直し」「連帯保証人の徴求緩和」「責任共有制度導入」等のパンフレットを作成するとともに、毎年度初めに「信用保証制度のご案内」を作成し、関係団体等の窓口を通じ配布した。また、諸会議においては、その時々テーマに沿った資料を作成し説明を行った。	B
評価項目の自己評価		
平成18年度から20年度にかけては、連帯保証人の徴求緩和、信用保証料率の弾力化、責任共有制度の導入などの大きな改革があり、中小企業者への案内を目的としてパンフレットなどを作成・配布し、それらの広報に努めた。今後も、信用保証制度利用のメリットや保証制度の内容などをわかりやすく説明したパンフレット等の作成に努め、中小企業者の利便性の向上に努める。		

15 利便性の向上に向けた取組 (Eメールの活用等による効果的な情報提供)		達成度												
		B												
取組方針														
取組方針の項目	実施状況	達成度												
保証制度を充分に利用していない中小企業者やセーフティネット保証対象企業や売掛債権担保融資保証対象企業に対しEメールの活用や郵送等により、制度保証創設・改正の内容、不況業種の指定情報など、効果的な情報提供に努める。	<p>協会保証の利用のない先等に、ダイレクトメールによる保証制度案内を行うとともに、アンケート調査を並行して実施し、その際に募った希望者に対し、保証制度の創設・改正、セーフティネット保証に係る不況業種の指定情報などについて、Eメールによる情報配信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア)ダイレクトメールによる保証制度案内 <table border="0"> <tr><td>平成18年度</td><td>3,068先</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>2,342先</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>2,673先</td></tr> </table> (イ)Eメールによる情報配信 <table border="0"> <tr><td>平成18年度</td><td>3回(8月,10月,1月)</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>4回(4月,7月,10月,1月)</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>5回(4月,7月,10月,12月,1月)</td></tr> </table> 	平成18年度	3,068先	平成19年度	2,342先	平成20年度	2,673先	平成18年度	3回(8月,10月,1月)	平成19年度	4回(4月,7月,10月,1月)	平成20年度	5回(4月,7月,10月,12月,1月)	B
平成18年度	3,068先													
平成19年度	2,342先													
平成20年度	2,673先													
平成18年度	3回(8月,10月,1月)													
平成19年度	4回(4月,7月,10月,1月)													
平成20年度	5回(4月,7月,10月,12月,1月)													
評価項目の自己評価														
協会保証の利用のない先等に、ダイレクトメールによる保証制度案内を行い、保証承諾促進の効果が得られた。また、平成18年6月以降、四半期ごとにEメールによる情報配信を行うこととしており、各種保証制度の概要や相談窓口の設置等について情報配信し、利便性の向上が図られた。特に、平成20年度については、緊急保証の実施に併せ、12月に臨時に情報配信を行い、当該制度についての周知に努めた。														

16 利便性の向上に向けた取組 (保証申込書類の簡素化)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
保証審査時等に徴求する書類の簡素化に努める。	平成19年4月から信用保証委託申込書等が全国統一化されたことから、事前に説明会を開催するとともに、金融機関等からの照会に対応する専任担当者を置き、新書式の普及に向けて周知徹底を図った。また、金融機関等説明会で必要書類の説明を行うとともに、申込時に不要な書類が添付されている場合は、金融機関担当者へ説明し返却することにより、その後の書類簡素化に努めた。	B
評価項目の自己評価		
平成19年4月からの信用保証委託申込書等の全国統一化に向け、新書式及び添付書類の周知徹底に努めた結果、混乱なく導入することができた。金融機関等の説明会で必要書類の説明などを行っているが、初めて信用保証制度を利用する金融機関担当者もいることから、今後も継続的に広報を行うとともに、協会においても見直すべき点がないか検討作業を行い、書類の簡素化に努める。		

17 利便性の向上に向けた取組 (苦情等のデータベース化による利便性の向上)		達成度															
		B															
取組方針																	
取組方針の項目	実施状況	達成度															
中小企業者からの要望や苦情等については、データベース化して情報を共有し中小企業者の利便性の向上に資するよう努める。 また、保証審査の迅速化、効率化を図るため、平成18年4月稼働のCRDスコアリングモデル3とモデル4の有効活用に努める。	中小企業者からの苦情等について、平成18年6月からデータベースを構築し、事例の役職員への周知及び情報の共有化を図っている。 登録件数の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>苦情</th> <th>事務ミス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>15</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>13</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>21</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> また、提携保証について、CRDスコアリングを活用し迅速な対応を行った。		苦情	事務ミス	18年度	15	39	19年度	13	6	20年度	21	2	計	49	47	B
	苦情	事務ミス															
18年度	15	39															
19年度	13	6															
20年度	21	2															
計	49	47															
評価項目の自己評価																	
中小企業者からの苦情等について、平成18年度からデータベースを構築し、事例の登録後、役職員に対し電子メールを配信し、周知を図るとともに、情報を共有化することにより、利便性の向上に努めた。 CRDスコアリングについては、提携保証に活用することにより迅速な保証対応を行うなど、その有効活用に努めた。																	

18 期中管理の充実・強化 (大口保証企業等からの決算書每期徴求)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
大口保証企業、特定社債保証企業、ベンチャー・創業関連保証企業や経営支援・再生支援企業については一定の基準を設け、決算書を每期徴求し、経営計画の達成状況や財務状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講ずる。	従来、保証債務残高が1億円以上の大口保証先等について決算書を徴求し実態把握を行っていたが、平成20年4月1日付で「大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領」を制定した。 要領に該当する中小企業者については、決算書を徴求のうえ、CRDに入力・分析のうえ財務状況の把握に努めている。また、ケースによっては、経営再生支援室と連携をとりながら、企業訪問を行い、財務分析結果を説明するなどの経営支援を行った。	B
評価項目の自己評価		
「大口保証企業等に係る保証後経営支援実施要領」を制定したことにより、目的意識が高まり、管理運営が行いやすくなった。決算書の徴求については、金融機関の協力を得ながら、早期に手続きを進め、必要に応じ経営支援室と連携しながら、企業の財務状況の把握と経営支援に努めた。また、平成20年度は審議役を中心として25企業、延べ40回の企業訪問を実施し、経営上の課題解決に関する相談を受けるなどの経営支援を行った。		

19 期中管理の充実・強化 (条件変更等による返済額の軽減)		達成度																								
		B																								
取組方針																										
取組方針の項目	実施状況	達成度																								
正常化見込企業に対しては、条件変更や長期保証への借換えにより月々の返済額の軽減を図る。	<p>経営状況が厳しい中小企業者に対しては、金融機関と連携をとりながら、事業実態を詳細に把握したうえで、返済緩和など個々の実態に応じた条件変更等を行った。また、県再生支援協議会の支援取組先及び金融機関の事業支援先等については、経営再生支援室と連携をとりながら、条件変更などの必要な措置を講じた。</p> <p>承諾額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">条件変更</th> <th colspan="2">借換保証</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>425</td> <td>4,136</td> <td>2,117</td> <td>23,926</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>864</td> <td>9,226</td> <td>2,401</td> <td>26,264</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>1,747</td> <td>16,434</td> <td>1,973</td> <td>22,386</td> </tr> </tbody> </table>		条件変更		借換保証		件数	金額	件数	金額	18年度	425	4,136	2,117	23,926	19年度	864	9,226	2,401	26,264	20年度	1,747	16,434	1,973	22,386	B
	条件変更		借換保証																							
	件数	金額	件数	金額																						
18年度	425	4,136	2,117	23,926																						
19年度	864	9,226	2,401	26,264																						
20年度	1,747	16,434	1,973	22,386																						
評価項目の自己評価																										
期中管理については、金融機関との連携のもと、中小企業者の経営内容を把握するとともに、今後の返済計画等を確認のうえ、適切に対応した。また、平成20年10月に改正した「期中管理要領」に基づき、中小企業者の実態に応じたきめ細やかな対応に努めた。																										

20 期中管理の充実・強化 (「経営再生支援室」における積極的な支援)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
再生支援が必要と思われる企業については、「経営再生支援室」において積極的な支援を行う。	<p>平成18年7月以降の再生支援の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更 78件 1,700百万円 ・新規保証 54件 1,163百万円 ・正常化 5件 250百万円 	B
評価項目の自己評価		
期中管理の充実・強化のため、経営再生支援室では、面談・実地訪問等による早期実態把握に努め、条件変更や新規保証による資金繰り支援を積極的に実施した。		

21 期中管理の充実・強化 (代位弁済手続きの早期着手)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
代位弁済が見込まれる企業に対しては早期に代位弁済手続きに着手し、債権保全等適切な措置を講ずる。	<p>期中管理については、期中管理月間を設けるなど、延滞等の長期化に繋がらないよう努めた。</p> <p>平成19年4月1日付けで管理第一課と管理第三課を統合し、回収事務と代位弁済事務との連携強化を図り、同年10月付で代位弁済係を1名増員し、急増する事務処理に対応した。</p> <p>平成20年4月1日付けで管理事務の処理に関する規程を改正し、要代位弁済登録後の期中管理の事務を保証部から管理部に移管した。また、代位弁済係による期中管理業務を回収係が担当する支援体制をとった。</p> <p>更に、平成20年5月7日からは期限の利益喪失協議の取り扱いを一部変更し、代位弁済事務手続きの迅速化を図った。</p>	B
評価項目の自己評価		
平成20年4月1日付けの組織改正に伴い、代位弁済手続きを早期に着手できるようになり、また代位弁済前の期中管理業務を回収係が担当することにより、代位弁済係とより一層の連携が図れるようになり、受付から代位弁済実行までの処理日数は、18年度47日、19年度49日であったものが、20年度には36日と、代位弁済手続きの早期化に寄与できた。また、回収担当者が債務者等と代位弁済前に折衝することにより、債務者等の実態把握がより早くできることから、求償回収についても早期着手が図られた。		

22 求償権回収の合理化，効率化		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
ア 訪問督促，訪問や電話による夜間督促員外督促等を計画的に実施し，定期回収，不定期回収の増加に努める。	ア 県内のうち，鹿児島市内とその他地域に分け，市内は年4回，その他地域は18年度16地域，19年度は23地域，20年度は27地域と計画的に訪問し督促を実施した。 また，夜間督促も毎年4回，累計，訪問200件，電話1,234件数を実施した。	B
イ 担保物件の処分促進に努める。	イ 有担保求償権については，毎年2回，今後の回収方針等のヒアリングを実施し，任意処分，競売等の方針を分類し，効果的な回収に繋がるよう努めた。 また，早期任意処分を図るため，担保不動産に係る情報を金融機関に提供したり，競売物件を保証月報に掲載して処分の促進に努めた。	B
ウ 保証協会債権回収網に対する無担保求償権等の委託件数を増やす。	ウ 新規委託については，18年度350件(計画150件)，19年度150件(計画150件)，20年度150件(計画150件)を実施した。	B
エ 計画的に管理事務停止，求償権整理を行う。	エ 管理事務停止については，18年度180件，714百万円，19年度106件，529百万円，20年度112件，408百万円を実施した。 求償権整理は，18年度50件，201百万円，19年度56件，350百万円，20年度31件，323百万円を実施した。	A
評価項目の自己評価		
<p>代位弁済が急増する中で，破産案件，無担保又は第三者保証人のいない求償権が増え，更に，定期回収先の高齢化が進むなど，求償権の管理回収業務は，ますます厳しい状況下にある。</p> <p>このため，効率的かつ効果的な回収が求められることから，「管理事務の処理に関する規程」や「求償権の分類及び進行管理に関する要領」等の管理回収に関する規定等に基づき，回収の最大化に努めてきた。</p> <p>また，平成20年10月からは，長期にわたる管理・回収事務を行い，極めて非効率になっている定期回収先を中心に，一部弁済による連帯債務免除の取扱いを始めるなど，回収率の向上に努めた。</p> <p>一方，無担保求償権を中心とした長期間を要する求償権については，保証協会債権回収網に委託し，効率的な回収を図ってきた。</p> <p>更に，回収に見込みのない求償権は，計画的に管理事務停止や求償権整理を行い，回収事務の効率化に努めた。</p>		

23 リスク考慮型保証料率体系及び金融機関との適切な責任共有制度の導入と影響把握		達成度
		A
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
<p>リスク考慮型保証料率体系の導入に対応して，財務データの入力チェック体制の強化など諸方策の整備や，職員への新料率体系の周知徹底などにより，円滑な導入と中小企業者へのサービスの確保に努める。</p> <p>金融機関との適切な責任共有制度については，具体的なスキームが決まり次第金融機関に対して理解と協力を求め，その円滑な実施に努める。</p> <p>また，これらの制度改革が中小企業者や金融機関に与える影響や，保証協会の収支に与える影響の把握に努め，適切に対応する。</p>	<p>平成18年4月1日から導入したリスク考慮型保証料率体系については，財務データの入力を電算システムを利用して行い，それを担当者と課長が二重にチェックする体制を整えるとともに，入力チェック表を作成し，チェック体制を強化した。また，保証後も「保証料率等再計算・検証事務マニュアル」(平成19年6月制定)に基づき，正確に保証料が算出されているか再検証を行った。さらに，職員研修を随時行い，新料率体系の周知徹底に努めた。</p> <p>平成19年10月1日から導入した責任共有制度については，関係規程等の改正を行うとともに，金融機関等に対し説明会を開催し，リーフレット配布による広報を行うなど円滑な導入に努めた。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>信用補充制度改革の一貫としてスタートしたリスク考慮型保証料率体系及び責任共有制度の導入については，業務方法書をはじめとする関係規程等の改正や，電算プログラムの変更などが多く，中小企業者や関係機関へ与える影響も大きかったことから，役員一丸となって円滑な導入に向け取組んだ。導入当初には，プログラムミス等による保証料等違算の発生があったため，チェック体制の強化などの対応に努めた。</p> <p>今後は，正確かつ効率的に実務を進めるために，問題点などを検証し，マニュアルなどの改正を行い，業務の円滑な推進に努める。</p>		

24 信用補完制度改革等に呼応した組織見直し・システム対応等 (組織見直し・システム対応等)		達成度
		A
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
ア 総務部内に、新たに「企画調整課」及び「経営再生支援室」を設置する。	ア 総務部内に、平成18年4月、「企画調整課」及び「経営再生支援室」を設置した。	ア A
イ 中期事業計画及び年度経営計画の自己評価に関する意見及び助言を受けるために、公認会計士等で構成する「外部評価委員会(仮称)」を設置する。	イ 「外部評価委員会」を設置することとし、その運営等について定めた外部評価委員会運営規程を平成18年12月1日付けで施行した。この規程に基づき、平成19年2月26日付けで、大学教授、公認会計士及び弁護士の3名が、外部評価委員に就任した。	イ A
ウ 金融機関との適切な責任共有制度の導入に備え必要な契約書、業務方法書、諸規程の改正や電算処理システムの変更など所要の準備に取り組む。	ウ 責任共有制度の導入に向け、必要な契約書や業務方法書、諸規程の改正を行い、電算処理システムについては、所要のシステム変更・テストを行い、関係職員に対しシステムについて説明会を実施した。	ウ B
評価項目の自己評価		
ア 信用保証業務に関する企画立案や総合調整等を行う「企画調整課」及び経営支援・再生支援を担当する「経営再生支援室」を、平成18年4月、総務部内に設置することにより、信用補完制度改革に呼応した組織体制を整備した。		
イ 外部評価委員会を設置し、中期事業計画及び年度経営計画の自己評価に関する意見及び助言を受ける体制が整った。		
ウ 責任共有制度導入に係る所要の準備作業は順調に行われ、また、同制度導入後のシステムによる負担金算定等のデータ作成については、正確に処理されている。		

25 信用補完制度改革等に呼応した組織見直し・システム対応等 (企画調整課による総合調整等)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
企画調整課は、中期事業計画や年度経営計画の策定、当該計画推進実績の自己評価、各部署間の横断的な企画立案、事務の合理化・効率化、その他協会内の総合調整等を行う。	平成18年4月の企画調整課設置以降、次のとおり取組を行った。 ア) 計画策定 ・平成19年度経営計画 ・平成20年度経営計画 ・平成21年度経営計画 ・第2次中期事業計画 イ) 計画の自己評価 ・平成18年度経営計画に係る自己評価 ・平成19年度経営計画に係る自己評価(上半期) ・平成19年度経営計画に係る自己評価 ・平成20年度経営計画に係る自己評価(上半期) ウ) 企画立案等 ・事務決裁規程の見直し ・文書管理規程の制定 ・契約規程の制定 等	B
評価項目の自己評価		
各部署が作成した原案等を調整のうえ、経営計画等を策定するとともに、当該計画等の自己評価の取りまとめを行い、また、文書管理規程など、各部署にまたがる規程等の制定を行うことにより、事務の合理化・効率化、協会内の総合調整を行った。		

26 信用補完制度改革等に呼応した組織見直し・システム対応等 (経営再生支援室による経営・再生支援)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
経営再生支援室は、信用保証を通じて関与する中小企業者を主たる対象として主体的・能動的に必要な経営支援・再生支援を行う。	平成18年7月以降の経営支援・再生支援の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更 264件 3,496百万円 ・借換え 3件 49百万円 ・新規保証 66件 1,394百万円 ・正常化 85件 696百万円 ・求償権消滅保証 1件 55百万円 ・窓口相談企業 125企業 ・実地調査企業 27企業 訪問回数42回 	B
評価項目の自己評価		
経営再生支援室では、信用保証を通じて関与する中小企業に対し、面談・実地訪問等による企業の実態把握に努め、新規保証、借り換え保証、条件変更等の支援策を積極的に実施した。 特に、平成20年度からは、経営支援部門の大口、ベンチャー企業に対する実地訪問を実施し、経営上の課題解決の相談を行うとともに、経営指導を実施している。		

27 信用補完制度改革等に呼応した組織見直し・システム対応等 (電算適用業務の拡充や効率化の推進)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
多様化する中小企業施策に迅速に対処し、新たな時代の要請に柔軟に対応するために、平成20年5月稼働を目的に、共同化による電算システムのレベルアップや電算適用業務の拡充や効率化を推進する。	平成20年5月7日に、計画通り21協会が加盟する共同システムへ移行した。 信用補完制度の見直しのなかで実施されたリスク考慮型保証料や責任共有制度等に係るシステムについても、移行前にテストを重ね、処理結果の正確性、妥当性について点検した。 また、共同システムでは、保証料の計算根拠や償還履歴、条件変更履歴等の検索、財務データの一元管理、折衝記録の管理などの電算適用業務の拡充が図られた。	B
評価項目の自己評価		
共同システムへの移行については、旧システムのデータの変換やテスト、運用操作の研修等を計画的に実施し、予定通り移行することができた。 共同システムの開発・運用は、委託先の保証協会システムセンターが行うことになっており、マンパワーやスキル等の面において、多様化する中小企業施策に迅速に対処する体制は整備されていると考える。 今後の対応については、共同システムの信頼性を過信することなく、本稼働前の十分なテストの実施や、定期的な運用状況の点検等に努めることが必要である。		

28 信用補完制度改革等に呼応した組織見直し・システム対応等 (目利き審査能力の向上)		達成度
		B
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
中小企業診断士の養成や再生支援に精通した人材の育成、目利き審査能力の向上に努める。	全国信用保証協会連合会やCRD協会等が主催する次の研修に参加した。 <ul style="list-style-type: none"> ・財務分析講座 ・企業再生支援講座 ・顧客満足度向上のための基礎講座 ・企業の目利き講座 ・CSS実践操作研修会 ・MSS活用講座 ・九州地区信用保証協会実務合同研修 	B
評価項目の自己評価		
研修については、全国信用保証協会連合会等が主催する研修会に延べ32名(18年度10名、19年度13名、20年度9名)の職員を参加させ、財務分析等の目利き能力の向上に努めた。 また、20年度において、職員2名が中小企業診断士養成課程を修了し、中小企業診断士の登録を完了し、十分な成果が得られた。 実務面では、これまで机上審査に重点を置いてきたが、決算書等に現れない企業の実態(強み、弱み)を把握するなど目利き審査の導入により、支援の幅が広がり審査の充実が図られた。		

29 コンプライアンス態勢の充実・強化

達成度

B

取組方針

取組方針の項目	実施状況	達成度						
<p>コンプライアンス浸透のベースとなる定款、業務方法書、諸規程等の制定、改廃、運用等の適正化を図るため、法制的視点に基づくチェック機能を強化するとともに、業務上守るべき法令や諸規程の運用や事務ミス等の事例集をデータベース化し、情報の共有化を図り正確な業務運営に努める。</p>	<p>毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づき、全体研修や個別研修の実施により、業務上守るべき法令・諸規程の周知に努めた。 平成18年6月からデータベースを構築し、事務ミス事例の役職員への周知及び情報の共有化を図っている。</p> <p>・事務ミス登録</p> <table border="1"> <tr> <td>H18年度</td> <td>39件</td> </tr> <tr> <td>H19年度</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>H20年度</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>定款、業務方法書、諸規程等の制定・改廃については、平成19年4月から企画調整課において法制チェックを行うとともに、必要に応じて、顧問弁護士によるリーガルチェックを行うこととしている。</p>	H18年度	39件	H19年度	6件	H20年度	2件	B
H18年度	39件							
H19年度	6件							
H20年度	2件							

評価項目の自己評価

コンプライアンス・プログラムに基づき、全体研修及び個別研修を実施し、業務上守るべき法令・諸規程の周知等に努めたことから、職員の法令等遵守の徹底が図られ、本協会の文書管理及び決裁事務について、的確かつ適正な処理の充実・強化に努めることができた。

苦情及び事務ミスについては、登録後、電子メールにより役職員に周知することにより、情報の共有化に努め、適正な事務処理の充実・強化に努めた。特に事務ミスは、平成18年度は41件と多かったが、事務処理が適正化されたことから、19年度及び20年度は大幅に減少した。

定款、業務方法書、諸規程の制定・改廃については、企画調整課による法制的視点に基づくチェックとともに、必要に応じて、顧問弁護士によるリーガルチェックを実施したことにより、チェック機能の強化が図られ、コンプライアンス態勢の充実が図られた。

【 中期事業計画の事業計画に係る評価】

第1次中期事業計画（平成18年度～平成20年度）における事業計画に対する実績について、次のとおり、自己評価を行った。

（単位：百万円，％）

項目	前年度実績 A	当該年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価	
		計画 B	実績 C					
保証承諾	18年度	72,194	72,300	76,375	105.8	105.6	B	<p>保証承諾については、平成18年度から20年度まで、3が年度とも計画額を上回る実績となった。</p> <p>18年度、19年度については金利競争の激化や、金融機関の経営戦略の多様化等により、協会制度の保証が伸び悩むなか、県や鹿児島市の制度融資保証が、保証料補助があることや固定金利であることなどからニーズが高まり、2年連続して増加した。</p> <p>20年度については、平成20年10月末からスタートした緊急保証に申込が殺到し、前年度を475億円上回る保証承諾となり、平成10年度以来10年ぶりに1千億円を超える承諾となった。</p>
	19年度	76,375	70,300	71,465	93.6	101.7	C	
	20年度	71,465	71,700	119,009	166.5	166.0	A	
保証債務残高	18年度	150,641	149,400	150,431	99.9	100.7	C	<p>保証債務残高は、平成18年度は計画を上回ったが、19年度は計画を下回り、実績としては2年連続して前年度を下回る結果となった。保証承諾が計画達成したにも拘らず残高が減少したのは、保証承諾に占める借換保証の割合が高いことが考えられる。</p> <p>また、20年度については、緊急保証の承諾が大きく伸びたことから、前年度末に比べ約400億円増加し、平成14年度以来6年ぶりに1,800億円を超える残高となった。</p>
	19年度	150,431	150,800	148,166	98.5	98.3	C	
	20年度	148,166	152,000	188,053	126.9	123.7	A	
代位弁済	18年度	2,307	2,270	2,834	122.8	124.8	E	<p>県内景況の悪化に伴い、中小企業の経営環境も厳しくなっており、倒産件数も毎年増加してきた。</p> <p>そのため、代位弁済については、毎年度、当初の見込みと大きく乖離した金額となり、前年度比も大幅に増加し、平成19年度からは、過去の年間代位弁済額を更新している状況となった。</p>
	19年度	2,834	2,300	3,928	138.6	170.8	E	
	20年度	3,928	2,340	4,956	126.2	211.8	E	
実際回収	18年度	1,392	1,220	1,112	79.9	91.1	D	<p>代位弁済が高い水準で推移し、求償権残高は年々増加してきたにもかかわらず、求償権の内容は、破産案件、無担保又は第三者保証人のない求償権が増加するなど、劣化してきている。</p> <p>このような中、回収の早期着手、計画的な督促や不動産処分の促進、保証協会債権回収への委託など、効率的で効果的な回収に努めてきたが、不動産の流動性が鈍く、また、回収先の高齢化などにより、実際回収は伸びなかった。</p>
	19年度	1,112	1,140	1,358	122.1	119.1	A	
	20年度	1,358	1,050	1,108	81.6	105.5	B	

【 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言 】

第1次中期事業計画（平成18年度～平成20年度）の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成21年7月1日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、平成21年7月28日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「第1次中期事業計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

第1次中期事業計画の自己評価に係る意見等について

第1次中期事業計画（平成18年度～20年度）の事業は、保証承諾が3か年度とも計画を上回る実績となり、とりわけ20年度は緊急保証に申込みが殺到し、計画比66.0%増の1190億円の保証承諾となった。1千億円を超える保証承諾は、10年度以来10年ぶりのことである。

保証債務残高は、18年度と19年度連続して前年度を下回る結果となったが、20年度は緊急保証の承諾が大きく伸びたことから、計画比23.7%増（前年度実績比26.9%増）の1880億円となった。14年度以来6年ぶりに、保証債務残高が1800億円を超えることとなった。

県内中小企業の経営環境は一段と厳しさを増し、倒産件数も年々増加する傾向にあった。このような景況の悪化を反映し、代位弁済は当初の見込みを大幅に上回ることとなった。計画比を見ると18年度24.8%増、19年度70.8%増、20年度111.8%増となり、19年度から20年度にかけて代位弁済が急増している。前年度実績比も19年度38.6%増、20年度26.2%増となり、代位弁済の実績は19年度3,928百万円、20年度4,956百万円と、過去の年間代位弁済額を更新する状況となっている。

実際回収を計画比でみると、18年度8.9%減、19年度19.1%増、20年度は5.5%増となっている。代位弁済が高水準で推移し、求償権残高が年々増加する中、回収の早期着手、計画的な督促や不動産処分の促進、保証協会債権回収(株)への委託など、効率的・効果的な回収につとめてきた。しかし、破産案件、無担保または第三者保証人のない求償権が増加するなど、求償権の内容劣化により実際回収は伸び悩んだ。

1 自己評価と職員の意識向上について

当協会の自己評価も3年目に入った。平成21年度の経営計画は自己評価等を踏まえて策定され、自己評価による問題点の把握と改善策が少しずつ、次年度の計画にフィードバックされるようになっている。

また、自己評価の結果は対外的に公表され、全職員にもメールで周知することにより、職員の意識向上に繋がっているという点は大いに評価できる。

2 基本方針について

基本方針の記述内容が、計画策定時の状況に基づく記載内容となっている。そのため、中期事業計画であれば、3年前の業務環境や業務運営方針となり、自己評価時点での経済動向や中小企業を取り巻く環境とはだいぶ違っている。

達成度の評価だけでなく、協会経営への業務の寄与度、貢献度といった質的な評価を考慮に入れるうえでも、基本方針の内容については今後の検討が望まれる。

（参考）

外部評価委員会委員

委員長 宮廻 甫允

委員 田畑 恒春

委員 野田 健太郎

鹿児島大学法文学部教授

公認会計士

弁護士

外部評価委員会運営規程

(総 則)

第1条 この規程は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）に設置する外部評価委員会（以下「委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、協会の運営規律の強化や透明性の向上を図るため、協会の業務実績等について、客観的な評価を行うことを目的とする。

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、弁護士、公認会計士等の学識経験を有する者のうちから、協会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって、組織する。

- 2 委員は3人以上とし、委員会には委員が互選する委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、再任は妨げない。

(召 集)

第5条 委員会は、会長の要請に基づき、委員長が召集する。ただし、委員長が選ばれるまでは、会長が召集する。

- 2 委員会の召集は、書面で日時及び場所を示し通知して行う。
- 3 委員会は、半数以上が出席しなければ開催することはできない。

(審議事項等)

第6条 委員会は、第2条の目的を達成するため、協会が自ら行った中期事業計画及び年度経営計画に係る業務実績並びにコンプライアンス体制及び運営状況について、その評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、協会の業務実績評価に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬等)

第8条 会長は、委員に対し、別に定めるところにより、報酬及び審議に要した費用を支給することができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、協会の総務部企画調整課において行う。

附 則

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 6月18日から施行する。

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領

(総 則)

第1条 この要領は、鹿児島県信用保証協会（以下「協会」という。）の中期事業計画及び年度経営計画（以下「計画等」という。）に係る自己評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(自己評価の提出)

第2条 総務部長は、計画等の期間終了後1月以内に、各部長から当該部署に関する計画等の評価項目に係る自己評価（案）を、中期事業計画の各評価項目に係る自己評価（別記第1号様式）、中期事業計画の事業計画に係る自己評価（別記第2号様式）、年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価（別記第3号様式）及び年度経営計画の事業計画に係る自己評価（別記第4号様式）により、提出させるものとする。

2 総務部長は、前項において提出された計画等自己評価（案）を取りまとめのうえ、第3条に規定する「計画等自己評価委員会」（以下「委員会」という。）の委員長に速やかに提出するものとする。

3 年度経営計画に係る自己評価は、前2項によるほか、各年度の上半期終了後、当該上半期に係る自己評価を前2項に準じて処理するものとする。

(委員会の設置)

第3条 前条第2項及び第3項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）を協議、検討するため、協会に委員会を設置する。

2 委員会の委員は、審議役、総務部長、保証部長、管理部長、総務部次長、保証部次長（総括）、管理部次長、総務課長、保証事務課長及び管理第一課長をもって構成し、委員長には審議役を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

5 委員長は、前条第2項及び第3項の規定に基づき受理した計画等自己評価（案）を、受領後3週間以内に協議、検討し、別に定める「計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準」に基づき達成度の判定を行ったうえ、常勤役員会に計画等自己評価（案）を提出するものとする。

(常勤役員会)

第4条 常勤役員会は、前条第5項の規定に基づき提出された計画等自己評価（案）について協議、検討し、計画等自己評価（案）を取りまとめるものとする。

2 会長は、前項の計画等自己評価（案）を決裁のうえ、計画等の期間終了後4月以内に、外部評価委員会の意見・助言等を求めることとする。

ただし、第2条第3項に規定する各年度の上半期に係る年度経営計画の自己評価については、この限りでない。

(外部評価委員会)

第5条 外部評価委員会は、「外部評価委員会運営規程」（平成18年12月1日制定）第6条の規定に基づき、計画等に係る業務実績評価の評価項目、評価方法及び評価内容等を審議し、意見を付して会長に報告するものとする。

(庶 務)

第6条 自己評価の実施に係る庶務は、総務部企画調整課において行う。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月31日から施行し、平成19年10月 1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

計画等自己評価 案 に係る達成度判定基準

中期事業計画及び年度経営計画に係る自己評価実施要領（以下「自己評価実施要領」という。）第3条第5項の規定に基づき、計画等自己評価（案）に係る達成度判定基準を次のとおり定める。

1 達成度の評点者

計画等自己評価（案）の評点者（以下「評点者」という。）は、自己評価実施要領第3条第2項の規定で定める計画等自己評価委員会（以下「委員会」という。）の委員とする。

2 達成度の評価方法

(1) 中期事業計画に係る評価

ア 取組方針に係る評価

取組方針に係る評価項目の評価については、「取組方針の項目」別に（ア）の方法により評価したうえで、（イ）により総合判定を行う。

(ア) 取組方針の項目の評価

a 評点者は、各項目について100点満点で評価する。

b 評価の要素は次のとおりとし、各20点満点で評価する。

(a) 計画性

(b) 積極性

(c) 貢献性

(d) 創意・工夫性

(e) 効率性（経費削減）

c 上記bに基づき評点者が評価した全評点者平均評点（小数点以下は切捨）を算出し、その平均評点により次のとおり5段階で総合判定を行うこととする。

(a) 平均点90点以上100点以下の場合・・・A（高い）

(b) 平均点75点以上90点未満の場合・・・B（やや高い）

(c) 平均点55点以上75点未満の場合・・・C（普通）

(d) 平均点40点以上55点未満の場合・・・D（やや低い）

(e) 平均点0点以上40点未満の場合・・・E（低い）

(イ) 評価項目の総合判定

上記（ア）の「取組方針の項目」の評価を踏まえ、評価者全員で協議して、A～Eの総合判定を行う。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準は、次表のとおりとする。

(ア) 保証承諾

(イ) 保証債務残高

(ウ) 実際回収

(エ) 代位弁済

計 画 比		区 分	
		達成度の評価基準	
		評価項目（ア）～（ウ）の判定	評価項目（エ）の判定
	110%以上	A（高い）	E（低い）
	105%以上 110%未満	B（やや高い）	D（やや低い）
	95%以上 105%未満	C（普通）	C（普通）
	90%以上 95%未満	D（やや低い）	B（やや高い）
	90%未満	E（低い）	A（高い）

(2) 年度経営計画に係る評価

ア 重点課題解消に係る評価

重点課題解消に係る評価項目の評価については、前号アの規定を準用する。この場合において、準用する前号アに規定する「取組方針の項目」は、「方策の項目」に読み替える。

イ 事業計画に係る評価

事業計画に係る評価項目に関する達成度の評価基準については、前号イに定める表を準用する。この場合において、「評価項目(ア)～(ウ)の判定」は「評価項目(ア)～(カ)の判定」に、「評価項目(エ)の判定」は「評価項目(キ)及び(ク)の判定」に読み替える。

- (ア) 保証承諾
- (イ) 保証債務残高
- (ウ) 保証債務平均残高
- (エ) 実際回収
- (オ) 経常収支差額
- (カ) 当期収支差額
- (キ) 代位弁済
- (ク) 求償権残高

ウ その他の評価

収支計画に係る評価(経常収支差額及び当期収支差額を除く。)、財務計画に係る評価及び経営諸比率に係る評価については、A～Eによる達成度の判定は行わないものとし、必要な項目について、実績評価のコメントを記するものとする。

3 その他

この基準に定めのない事項は、委員会で定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年12月 5日から施行し、平成19年度から適用する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

【相談窓口のご案内】

1 保証相談窓口

当協会では、信用保証のご利用に関するご相談をはじめ、制度融資についてのご案内・ご相談や金融面からの経営相談を常時お受けしています。この相談窓口は、保証部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、おいでいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることが可能です。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

電話番号 099-223-0271
受付時間 9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)

2 特別相談窓口

当協会では、取引先の倒産、災害、金融機関の破綻などによって経営の安定に支障をきたしている中小企業者の皆様のために、特別相談窓口を設置し、ご相談をお受けしています。

平成21年7月末現在、次の相談窓口を設置しています。この相談窓口は保証部に設けてありますので、お気軽にご相談ください。

新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策
牛海綿状脳症(BSE)関連
高病原性鳥インフルエンザ関連
北朝鮮制裁措置関連
建築関連中小企業者対策関連
ガソリン・軽油販売関連
事故米転用問題関連
「生活対策」中小企業金融緊急関連
SFCG(旧商工ファンド)関連
上記の特別相談窓口のほか、「責任共有制度に係る相談窓口」も設置しています。

お問い合わせ

電話番号 099-223-0271
受付時間 9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)

3 経営再生支援相談窓口

当協会では、経営改善や事業再生に関するご相談を常時お受けしています。この相談窓口は、経営再生支援室に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、おいでいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることが可能です。ぜひご利用ください。

お問い合わせ

電話番号 099-223-0274
受付時間 9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)

4 苦情相談窓口

当協会では、信用保証に関する苦情・質問などのご相談を常時お受けしています。

お客様の声を真摯に受け止め、まごころをこめて対応いたします。

お気軽にご意見やご要望などをお寄せください。

お問い合わせ

電話番号 099-223-0530
受付時間 9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)